





第101回 早稲田になかった早稲田大学、青山に逃げられた青山学院

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

一世を風靡した赤塚不二夫の漫画「天才バカボン」で、バカボンのパパは「バカ田大学卒」という設定になっていた。 校歌は「都の西北早稲田の隣」というもので、私は小学生の頃に読んで知っていたため、後になって早稲田大学校歌が元歌であることを知った次第である。 お粗末な話だが、実は早稲田大学は本当に「早稲田の隣」だった。 早稲田大学のホームページには「早稲田の歴史」と称して次のように記されている。

創立者・大隈重信の別邸が東京府南豊島郡 早稲田村にあり、また校舎が同郡戸塚村に あったことから「早稲田学校」「戸塚学校」と呼 ばれていましたが、最終的には「東京専門学 校」と名付けられました。

この東京専門学校は明治34年(1901)に早

稲田大学と改称されている。地形図で確かめてみると、大隈の別邸は明治末の1万分の1地形図に「大隈邸」と明記されており、第一次世界大戦が勃発した際に大隈首相は、ここで対ドイツ施策の検討を行ったという。細かいことを言えば学校創立当時の明治15年(1882)には戸塚村ではなく下戸塚村だ。同22年の町村制施行で「戸塚村大字下戸塚」となったので、おそらく混同したのだろう。

その後別邸は大正11年(1922)の大隈の没後に早稲田大学へ寄贈されて大隈会館となった。大学のホームページに記されている「早稲田村にあった」はずの大隈別邸の大半は図では下戸塚村(後の大字下戸塚)のエリアで、広大な庭園の南東側の一部だけが早稲田村だった。広壮な建物は明らかに下戸塚の方にあり、



早稲田になかった早稲田大学。当時は豊多摩郡戸塚町大字 下戸塚で、大隈会館も同じ大字に加えて一部が東京市牛込 区早稲田鶴巻町。1:10,000「早稲田」大正14年修正



旧赤坂区の青山南町・北町は青山学院のある七丁目だけが 郡部に入り、その後は渋谷町緑岡町などを経て現在は渋谷 区渋谷となっている。1:10,000「三田」大正5年修正

早稲田村(その後の早稲田鶴巻町)には植え込みしかない。

それはともかく、早稲田大学が全面的に戸塚村にあったことは間違いなく、つまり大学は昔から「早稲田の隣」だった。もちろん「早稲田の杜」を広義に捉えれば厳密な境界は意味がなく、詐称だなどと目くじらを立てるつもりはないけれど。さて、早稲田村と戸塚村の境界は明治22年(1889)に東京市が発足した際に運命が分かれることとなった。早稲田村は東京市牛込区早稲田鶴巻町となり、下戸塚村は南豊島郡(後に豊多摩郡)戸塚村大字下戸塚となり、だいぶ見た印象の異なる住所となったのである(大正3年から戸塚町)。その後は都市化の進展で東京市域の拡大が計画され、昭和7年(1932)に周辺の5郡82町村が編入されることとなった(同11年に2村を追加)。

大合併の経緯を記した『東京市域拡張史』 (東京市役所・昭和9年)によれば、東京市は合 併の際に錯雑した境界を整えるつもりだった。 調査の結果、「早稲田大学所在地ハ戸塚町下戸 塚ナリト雖モ其ノ校名ハ牛込区ノ地方名ニ縁 由シ、早稲田学園トシテ同系統ニ在ル早稲田 中学校、早稲田実業、早稲田高等学院カ当区 内ニ存在セルヲ以テ、同大学ガ世上一般ヨリ 牛込区ニ存セルガ如ク認メラル、ハ当然ノコ トナリ」と、早稲田大学の校地を牛込区に編入 するのが適当であると結論を出している。

ところが各地から境界変更または不変更の訴えが百出して収拾が付かなくなり、これらを一つずつ検討すれば合併が大幅に遅れることから、結局はすべてを却下して元の境界を踏襲した編入が行われた。戦後は牛込・淀橋の両区とも新宿区となったが、長らく大学の住所であった戸塚町の大半は住居表示を実施した昭和50年(1975)に「西早稲田」となっ

た。名門大学の威光が効いたのだろう。いずれにせよ校歌と実質は堂々たる一致を見ている。ついでながら埼玉県本庄市の同大学本庄キャンパスの最寄り駅・上越新幹線の本庄早稲田駅前の土地は平成25年(2013)に早稲田の杜(一丁目~五丁目)に変更された(旧地名は北堀・栗崎・東富田・西富田)。

反対に地名に逃げられてしまったのが青山学院である。東京英和学校が築地から青山へ移ってきたのは明治16年(1883)だが、この時の所在地は東京府赤坂区青山南町七丁目であった。青山学院と改称するのは11年後の同27年のことであるが、その間の同22年に行われた市制施行によって東京市が誕生した際、江戸の町を踏襲したギザギザと錯雑した市郡界をすっきり整える作業が行われた。

たとえば大山街道沿いに細長く郊外へ飛び 出した部分や、反対に赤坂区にあった原宿村 の飛地などを解消すべく「一刀両断」的にまと めたのだが、その際に宮益坂下(現在の渋谷駅 前)まで伸びていた赤坂区が青山の六丁目ま でに短縮され、まさに青山学院のある七丁目 から西側が南豊島郡渋谷村大字青山七丁目と されたのである。

渋谷村は明治44年(1911)に渋谷町となり、その後は都市化に合わせて昭和3年(1928)に町名が大々的に変更された。青山七丁目も隣の赤坂区(現港区)となった青山の地名を避け、緑岡町その他に変わっている(昭和7年から渋谷区緑岡町)。「青い山」に対抗して「緑の岡」ということらしいが、さらに戦後には住居表示の実施で一帯が広範囲の「渋谷」に呑み込まれた。その代わりというわけでもないが、一時キャンパスを置いていた神奈川県厚木市には、青学にちなむ町名「森の里青山」がその名残を留めている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959 年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991 年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017 年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 763 2020 August 地名散步 今尾 恵介

03 土地家屋調査士制度制定70周年記念メッセージ

マンションの登記について

早稲田大学教授 鎌野 邦樹 (日本土地法学会理事長・日本マンション学会会長)

04 第77回定時総会

- 14 土地の表示に関する登記の沿革(20) 都城市代表監査委員 一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美
- 19 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.78 函館会/香川会
- 22 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 22 第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催取りやめについて

23 第35回写真コンクール開催

- 31 事務局紹介 愛媛会/釧路会/青森会/愛知会/埼玉会
- 36 会長レポート
- 37 会務日誌
- 39 お知らせ 土地家屋調査士2021年オリジナルカレンダー
- 40 「土地家屋調査士白書2020 |発刊のお知らせ
- 42 国民年金基金
- 44 公嘱協会情報 Vol.144
- 46 ちょうさし俳壇
- 47 編集だより



_{表紙写真} 「奥多摩ラフティング」

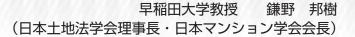
第34回写真コンクール入選 植山 武俊●千葉会

奥さんと奥多摩にある美術館巡りをしました。素敵な作品が結構多くて大満足。 美術館が渓流沿いにあるため、その遊歩道 を歩いていると、ウオータースポーツをす る人々の歓声が次々と聞こえ、とても楽し そうでした。景色もく、二人で写真を撮 りまくったのです。

土地家屋開产土制度制定 70 周年記念以ッセージ

土地家屋調査士制度制定70周年を記念しましてお世話になりました方々からのメッセージを賜りましたので、ご紹介させていただきます。

マンションの登記について





まずは、土地家屋調査士制度制定70周年おめでとうございます。土地と建物は、国民にとって、生活や経済の基盤であり、最も重要な財産であり、地域を構成する重要な要素です。したがって、それらの状況は、登記簿に正確に表示されなければなりません。その業務を担うのが土地家屋調査士です。今日、一方では、所有者不明土地や空き家が問題となり、他方では、再開発等により用途や権利関係がきわめて複雑な建物が出現していることから、土地家屋調査士の専門家としての役割は、ますます重要なものとなっています。

次に、私の土地家屋調査士の先生方との出会いに ついて述べます。40年ほど前の大学院生の頃、事 務局長であった指導教授の関係で日本土地法学会の 事務を手伝っていたところ、同学会の評議委員や理 事をされていた松岡氏(貴連合会元会長・故人)に親 しく接していただきました。そのご縁で、その後、 貴連合会の地籍問題研究会にも参加させていただ き、また、日本マンション学会でも共に理事を務め、 いろいろと実務について教えていただきました。さ らに、印象に残っているのは、貴連合会の2010(平 成22)年に日比谷公会堂で開催された、制度制定60 周年記念事業「地籍シンポジウム2010年」において 数千人の会員の前で、専ら進行を担う総合司会を務 めさせていただきましたが、その後に、松岡氏から 「鎌野さん、司会者でも十分喰っていけますね。」と のお褒めをいただいたことです。その後も、現会長 の國吉氏はじめ、多くの土地家屋調査士の先生方に は、いろいろと御教示をいただいております。この 場を借りて感謝申し上げます。

最後に、マンションをはじめとする土地住宅法

を研究している者として、区分建物の登記の表示 について、常々思っていることを述べたいと思いま す。言うまでもないことですが、区分建物の登記に は、「一棟の建物」と「専有部分の建物」のみが表示さ れ、共用部分の表示はありません。区分所有法上、 [一棟の建物]は、専有部分以外は共用部分とされて いますから、特に表示がなくても問題はないという ことです。しかし、今日、登記上は「一棟の建物」で あっても、用途が必ずしも同じではない数棟が連担 している建物、低層・中層・高層で全く用途が異な る超高層の再開発の区分所有建物、また、人工地盤 (その下は駐車場)上に数棟の低層・中高層・超高層 の建物部分がある例えば1,000戸からなる建物等が あります。このような建物においては、「一棟の建 物」の一部の区分所有者で「共有」し「共用」する「一部 共用部分 | が存在することが少なくありません。それ は、「規約共用部分 | のように、規約で定まりその旨 の登記が予定されるものではなく、「共有 | の観点か らは売買契約の内容により、「共用」の観点からは建 物の構造から決定されるものと解されます。しかし、 現実には、区分所有者にとっては、「一棟の建物」の 共用部分のうち、どこまでを「共有」し、「共用」でき るのか、また、「一棟の建物」の管理組合にとっては、 どこまでを管理すべきなのかが必ずしも明らかでは ありません。建物の構造および売買契約から「一棟の 建物 |に「一部共有部分 | が存在する場合には、区分 建物(専有部分の建物)の所有者にとって、その所有 権(共有持分権)が及んでいる範囲が明確になるよう な登記簿上の表示が必要だと思われます。土地家屋 調査士の先生方から御教示いただければ幸いです。

第77回定時総会

はじめに

令和2年6月16日(火)午前10時から午後6時、土地家屋調査士会館3階会議室において、日本土地家屋調査士会連合会第77回定時総会が開催された。

会場出席者は、例年どおりであれば、総会構成員 178名(連合会役員34名、会長49名、代議員95名) のところ、本定時総会では、國吉日本土地家屋調査 士会連合会会長をはじめ、日本土地家屋調査士会連 合会(以下「連合会」という。)役員計5名、単位会の 会長として東京の直近に当たる東京、神奈川、埼玉 及び千葉の土地家屋調査士会会長計4名、合計9名 の会場出席により開催された。

新型コロナウイルス感染症への対策を講じた総 会の開催方法について

第77回定時総会開催の背景として、令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除された現在においても、同感染症の感染拡大のリスクは存在しており、新型コロナウイルス感染



症対策本部決定による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、5月25日の緊急事態宣言解除の際に、特定警戒都道府県であった地域との間の移動は慎重に対応するよう求められていること、「三つの密」を回避する等の基本的な感染対策の継続が求められていることが挙げられる。

また、全国8ブロックの協議会長から、「今年度 の連合会定時総会は、全国の土地家屋調査士会会長 並びに代議員は、総会に参集することなく、東京直 近の会長に議決権(復代理人を選任する件を含む。) の行使を委任して開催する方法とされたい。」との依 願があった。

これらのことから、更に参集する人数を削減し、 感染リスクの減少に努めることとなり、開催日時及 び開催場所が変更されるなど、総会構成員の安全を 最優先とし、通常と異なる形での総会開催となった。

なお、本定時総会会場に参加できない総会構成員 は、ライブ配信により視聴することとなった。

開会の言葉

司会の山本常任理事により開会が宣言された。開会に先立ち、「土地家屋調査士倫理綱領」のライブ画面への投影、「調査士の歌」が流され、物故者への黙祷が行われた。



会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会第77回定時総会の開催に当たっては、森まさこ法務大臣をはじめ、多くのご来賓をお招きし開催するところではあったが、それはかなわず、祝辞を頂戴しており、感謝を申し上げる。



また、法務大臣表彰及び連合会長表彰・感謝状を授与された皆様には、その栄誉に対し心から敬意と

お慶びを申し上げる。

日頃から各土地家屋調査士会会長をはじめ、役員 の皆様、会員の皆様には、連合会の会務運営にご理 解・ご協力をいただき感謝申し上げる。

現在の執行部になって1年がたった。令和元年度 の事業については、新型コロナウイルスの影響は あったが、おおむね初期の目標は達成できた。

本日の総会開催に当たり、開催方法等について、この非常事態に対応するため、3月から法務省民事局と協議を重ね、理事会等における決議を行い開催することができた。開催に当たっては各土地家屋調査士会会長の皆様、代議員の皆様、会員の皆様のご理解・ご協力をいただいたことに感謝申し上げる。また、本日この会場に出席いただいている4会の会長にも重ねて感謝申し上げる。

この非常事態を克服して、将来の糧として生かす ことができるよう、努力していきたい。

本総会が、非常事態に対応した一つの方法として 後世に残り、土地家屋調査士の将来にとって実りあ る総会となり、コロナウイルスの終息と、この試練 を乗り越え一日でも早く日常生活に戻れることを期 待するとともに、皆様の発展を祈念し挨拶としたい。

法務大臣表彰状授与及び連合会長表彰状授与・ 感謝状贈呈

対象者が読み上げられた。この度の栄えあるご受 章を心よりお祝い申し上げます。

来賓祝辞

森まさこ法務大臣の祝辞は、國吉会長により代読 された。

議長選出

例年であれば、土地家屋調査士会会長の二人が選出されるところではあるが、委任状による議決権の関係から、本総会では内野常任理事が選出された。



議事録署名人指名

野城東京会会長、大竹神奈川会会長が指名された。

会務報告

令和元年度会務報告及び事業経過報告では、始め に、國吉会長から総括報告があり、続いて各担当副 会長から各部の事業経過報告、事前質問・要望につ いての質疑応答が行われた。

議決権の委任

当日、本総会会場に参加できない連合会役員、各土地家屋調査士会会長及び選出された代議員は、連合会長又は東京の直近である東京土地家屋調査士会、神奈川県土地家屋調査士会、埼玉土地家屋調査士会及び千葉県土地家屋調査士会の会長を復代理人として選任した。

議事

第1号議案

(イ)令和元年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)令和元年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一

部改正(案)審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員選任

規則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 土地家屋調査士職務規程の制定審議の件

第5号議案 令和2年度事業計画(案)審議の件

第6号議案

(イ)令和2年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)令和2年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第1号議案の監査報告については、内野議長により代読された。

第1号議案ないし第6号議案については、60を超 える質問・要望等の質疑の後、可決・承認された。

決議の方法は、復代理人の4名及び國吉会長により、自身の意向を含め、委任を受けた議決権数が発表・集計される形で決議された。

令和2年度各部等事業計画(案)説明要旨

國吉会長により、令和2年度事業方針大綱(案)が 示された。

「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」が目指すものを見据え、令和元年度に策定した基本計画に基づき、令和2年度は、次の7項目を特に推進することとしたい。

- ・土地家屋調査士業務関連諸規程の整備
- ・研修体系の確立と義務研修の実施に向けた取組
- ・不動産登記法第14条第1項地図作成作業、地籍 調査事業への参画及び提言
- ・不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画
- ・各種関係団体との連携強化
- ・日本土地家屋調査士会連合会と各土地家屋調査士 会の組織強化と連携
- ・土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の執行 緊急事態宣言後の本総会の形式等を含め、未来の 指針となる事業展開を行いたい。
- ※ 各部から令和2年度事業計画(案)が報告された (各部での執筆となる)。

制度対策本部

制度対策本部担当常任理事 内野 篤

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

所有者不明土地問題等への対応として、法制審議会、筆界認定の在り方に関する検討会等の政府機関の会議への参画による土地家屋調査士の立場からの意見、提言と情報収集を行う。

また、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適 正化に関する法律の全面施行に向け、変則型登記解 消、所有者等探索委員、管理人等に関する情報収集 と発信を行う。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

改正土地家屋調査士法令施行後の十分かつ速やかな対応に加え、ADR認定土地家屋調査士活用等を視野に入れた次の段階の土地家屋調査士法の改正を想定した検討を行う。

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境 に関する情報の捕捉と適切な対処

国の施策への対応として、準天頂衛星システム (QZSS)における土地家屋調査士の登記測量への利活用に関する情報収集及び官民オープンデータ化等 に関する業務部との連携による情報収集を行う。

4 国際化への対応及び学識者との共同研究

第12回国際地籍シンポジウム(韓国)への対応等 を行う。

5 その他緊急課題への対応

土地家屋調査士制度の維持・充実・拡充・発展等 に向けた政党への要望と情報収集を行う。

総務部

総務部長 山本 憲一

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に 関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

日本土地家屋調査士会連合会会則を始めとする諸 規則等について、社会情勢や制度環境を的確に捉え、 必要に応じて法務委員会や有識者の意見を聴きなが ら、現状に適応するよう適宜見直しを行う。

今年度の大きな柱の一つとして、新型コロナウイルス感染症による自粛要請又は緊急事態宣言が出されている中でも会務が滞ることのないよう諸規則等の見直しを行う。

土地家屋調査士法、同施行規則、連合会会則及び 会則モデル等大きな改正があったことから日調連関 係法規集を作成する。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等に迅速 に対応し、連合会に直接寄せられる会員の個別具体 的な業務に関する問合せについては、各土地家屋調 査士会において公正な立場から適切な措置が講じら れるよう連携を図ることを通じて、各土地家屋調査 士会の自律機能の強化を支援する。

懲戒処分の処分権者が法務大臣になったことから、全国的に偏りのない綱紀事件調査の在り方を検討したいと考えている。

また、一人法人の設立が可能となったことから、 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルを策定す る。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応 土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定され る土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に 違反する事案の有無に関する調査について、当該調 査の情報収集に努めるとともに、計画的な調査が行 われるよう、引き続き取り組んでいく。

例年、協力いただいている土地家屋調査士法違反 に係る実態調査に基づく調査結果の公開等は、引き 続き法務省と協議を行う。

(4) 大規模災害対策に関する検討

大規模災害対策の一層の充実を図るため、日本土 地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則 等の見直しを行う。特に、近年多発する災害等に対 し会計の収入と給付額のバランス、また給付方法に ついての検討を行う。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直 しを行う。また、随時、役員及び事務局の役割の明 確化、事務局組織についての見直し、業務執行の効 率化を図る。

電子会議の推進、電子会議やクラウドを利活用することで情報の共有の促進が図られるための方策、 会議の回数等の見直しを検討する。

3 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、新規及び有効期間満了に伴う発行の申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに同電子証明書を発行し、同電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続を行う。

4 情報公開に関する事項

会員情報及び懲戒処分情報の連合会ウェブサイトにおける公開について、適切な運用を行う。また、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへ掲載し、速やかな情報公開に努める。

5 会館の管理に関する事項

連合会会館(土地家屋調査士会館)の適正な管理に 努める。

新型コロナウイルスの感染拡大防止については、 連合会が示す感染拡大防止ガイドラインや政府の基 本的対処方針に基づき会館の管理を行う。

財務部

財務部長 金関 圭子

財務部としては第一に、本年も継続して財政の健全化と管理体制の充実の役割を担い、令和2年度予算に基づく適正な執行の管理を行います。併せて長期的な視点での財政の在り方についても検討をしてまいります。

第二に、福利共済の充実を図ります。現在、親睦 事業、各種保険事業への支援と国民年金基金の加入 の促進を行っております。その中で特に会員の皆様 が安心して日常業務が行えるために、また土地家屋 調査士に依頼するお客様の安心のために、職業賠償 責任保険の加入は欠かせないものと考えておりま す。本年度は事故例集の冊子を会員の皆様にお届け し、保険の内容をお考えいただく一助としたいと思 います。現在の保障内容についても時機に合わせた 充実を図るよう桐栄サービスとも連携をして検討し てまいります。また、全国国民年金基金土地家屋調 査士支部が発足してから2年目を迎えます。これに ついては、各会の担当者の皆様及び年金基金の担当 職員と連携をとり、年間100名の新規加入を目指し ます。以上の二項目については、本年も秋頃を目途 に全国の担当者の皆様と電子会議の開催を計画して おります。

最後に、土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保として、会員数が少ない土地家屋調査士会への助成の在り方については、抜本的な改正を考えております。しかしながら、この助成については、

当該土地家屋調査士会における財政としての問題だ けではなく、土地家屋調査士会としての役割や機能、 また、ブロック協議会の役割や機能など、土地家屋 調査士組織の全体を俯瞰して検討をしていく必要が あります。したがって、総務部をはじめ、執行部と しての長期的な方向性に従って方向をお示しできる よう検討してまいります。

連合会が預かる会員の皆様の大切な会費を適正か つ効率的な会務運営ができるよう、そして各部の事 業が最大限に効果発揮できるよう財務部一丸となっ て支えてまいりたいと思います。令和2年度もどう ぞよろしくお願いいたします。

業務部

業務部長 原田 克明

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」(現行) に関する事項

土地家屋調査士業務等に関する各土地家屋調査士 会等からの照会について、調査・測量実施要領と他 の規程を確認し、必要に応じて各部、PT等と連携 を図り対応する。

(2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査 報告書に関する事項

同報告書の適切な記載方法等の検討と、各土地家 屋調査士会からの照会等に対応する。

また、各土地家屋調査士会から寄せられた同報告 書作成ソフト不具合等の報告について、委託業者と 連携し対応する。連合会ウェブサイトに掲載してい る[Q&A]について引き続き対応する。さらに、同 ソフトの掲示板についても引き続き運用を行う。

2 筆界特定制度の検討及び指導

隣接土地所有者が不明な土地に対する筆界特定制 度を利用した解決方法(筆特活用スキーム)の啓発及 び情報収集等について、社会事業部と連携し必要に 応じて検討を行う。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導・連絡

認定登記基準点に関する照会及び認定申請される 書類の点検作業を行う。

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステムの活用と、その維 持・管理を行う。

また、各土地家屋調査士会から報告がされる街区 基準点の包括使用承認契約の公開情報の管理を行う。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

「『重ね図』作成手引書」において紹介している各ソ フトのバージョンアップ等について対応する。

また、ネットワーク型RTK測量に対応した QZSS、GNSS測量機器を使用する筆界点測量等の マニュアルについて検討する。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省、国土交通省等関係機関との連携を図る。

4 土地家屋調査士職務規程の作成

日本土地家屋調査士会連合会令和元年度第5回理 事会において承認を得た土地家屋調査士職務規程 (案)の運用について、日本土地家屋調査士会連合会 第77回定時総会に諮ることとする。

また、運用が始まった後、必要に応じて内容の見 直しを行うこととする。

本総会においてご承認いただきありがとうござい ました。

5 (仮称)新調査・測量実施要領の作成及び調製

土地家屋調査士職務規程(案)第12条第2項に規 定する「連合会が別に定める要領 | について、調査・ 測量実施要領(第7版)等をベースとして作成し、令 和3年6月1日から運用を開始する予定としている。

なお、コロナウイルスの感染状況にもよりますが、 本年度末を目途に各ブロック協議会へ向けた説明会 等の開催を考えております。

6 表題部所有者不明土地問題等対応

制度対策本部と連携して、法務省等関係各所と表 題部所有者不明土地等問題(変則型登記の解消)に係 る打合せを行い、土地家屋調査士会に情報を発信する。

7 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

全会員の2割の加入を普及の目標として、利用者 拡大のため、ゼンリンと協議の上作成したチラシ・ パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対 象とした説明会による周知活動を行う。

また、会員が利活用しやすい調査士カルテMap システムにするべく、新たな機能追加の検討を行う。

8 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策 に関する対応

「官民データ活用推進基本法」の施行に伴い、内閣府の規制改革推進会議の中に「投資等ワーキング・グループ」が組成され、不動産登記情報のオープンデータ化を推進する方策を検討していることを受けて、官民オープンデータ化PTを組成し、要請に応じて会議等を開催する。

また、必要に応じて内閣府との打合せ内容について法務省に確認、要望を行う。

9 オンライン登記申請への対応

調査士報告方式の利用促進に向けて法務省との協 議を継続する。

また、会員がオンライン登記申請を円滑に行えるよう、各土地家屋調査士会に対して情報提供等に努める。

研修部

研修部長 日野 智幸

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習の運用

土地家屋調査士CPDにつきましては、適切な運用・管理を行います。連合会のウェブサイトにおける土地家屋調査士CPDの情報公開につきましては、現在全国50会中、49会が公開いただいています。あと1会となりましたので、50会全ての会が公開いただけるように目指していきます。

(2) 令和2年度新人研修の運営・管理・実施

当初の予定では、6月23日(火)から25日(木)の3日間で開催する予定で準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期すべきであるとの判断に至り、12月21日(月)から23日(水)の日程に延期をさせていただいております。会場については、当初の計画どおり「つくば国際会議場」で開催する予定です。

(3) 令和3年度新人研修の計画・管理

令和3年度の新人研修に関しましても連合会主催 での集合研修で開催する予定で計画をしています。 現在、日程調整や会場選定等の準備を進めていると ころです。

(4) 年次研修の計画・管理

年次研修につきましては、令和3年度からの実施を予定しています。そのため、現在各ブロック協議会から選出していただきました研修員の皆様と協議を行い、準備を進めているところです。実施に当たり、各会においても年次研修に向けた準備を進めていただく必要がありますことから、速やかな情報発信に努めていきます。

(5) e ラーニングの拡充・整備と運用

土地家屋調査士会の会員への均等な研修機会の提供を目的として構築されたeラーニングシステムです。現在のような情勢を鑑みますと、各会における研修会の開催も危ぶまれていると聞いております。 是非、会員の皆様におかれましては、eラーニングコンテンツを視聴いただき、自己研鑽に努めていただければと思います。

そのためにも、充実したコンテンツを企画・検討・ 制作を行っていきます。

(6) 研修体系及び研修の充実の検討

令和3年度から年次研修を実施するに当たり関連 規程などの見直しを行いたいと考えております。また、「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に 基づく基本計画において土地家屋調査士業務に必要 な研修プログラムの体系化と講師育成の必要性が示 されていますので、研修プログラムの体系化につい て確立させたいと考えます。

(7) 研修情報の公開の活用・推進

各会におかれましては、各会で実施の研修情報を研修インフォメーションに登録いただきありがとうございます。令和2年3月31日現在で865件の研修情報が登録されております。例年同様に、研修インフォメーションの適正な管理に努めていきます。今後も積極的な活用をお願いします。

(8) 研修用教材の作成・運用・更新

令和3年度からの年次研修に当たり、研修教材の 作成を行います。また、会員必携につきましても、 改訂のために検討を進めていきたいと考えています。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

連合会会報やウェブサイト等で受講促進を促しているところではありますが、受講者が減少しています。このADR代理につきましては、土地家屋調査士法第3条に規定されている我々土地家屋調査士の業務です。そのため、土地家屋調査士全員に受講いただきADR認定土地家屋調査士を目指していただきたいと思います。第16回特別研修に向けて受講者の拡大を目指していきたいと考えていますので、

各会の皆様におかれましても、是非受講いただきま すようお願いします。

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR認定土地家屋調査士の活用ということで、制度対策本部及び社会事業部と連携しADR認定土地家屋調査士に必要な能力を担保するための研修について検討を行い、研修内容・研修方法等についても特別研修運営委員会と連携して確立していきます。

広報部

広報部長 山田 一博

令和2年度広報部が考える事業計画のご紹介

1 広報に関する事項

- (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - ①土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動
 - ・土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に 併せて広報活動を行う。
 - ・お祝いよりも感謝を示す活動、使命規定の広 報、事例収集
 - ②ウェブ広報の充実
 - ・ウェブサイトの必要な変更を行うほかウェブ 広報の充実について検討を行う。
 - ・動画の作成、SNSの活用、外部向けWEBセミナーの実施
 - ③広報イベントへの参画
 - ・外部団体が主催する各種イベントに参画し広 報活動を行う。
 - ・「法の日フェスタ」への参画、伊能図完成 200 年記念事業への参画、その他
 - ④広報ツールの作成及び活用
 - ・「土地家屋調査士制度制定70周年」のPRのほか、土地家屋調査士制度に関し、効果的な広報ツール等の作成及び活用を図る。
 - ・文庫本メモ作成、地識くん新ポーズ作成、連 合会ロゴマークの作成、その他
 - ⑤ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動
 - ・土地家屋調査士制度制定70周年記念事業と の連携を図り、「土地家屋調査士の日」及び土 地家屋調査士制度のPRのための啓発活動を

行う。

- ・次年度ポスター作製、広報セミナー、新しい 徽章デザインの検討
- ⑥社会貢献事業としての活動
 - ・「土地家屋調査士の日」に各土地家屋調査士会・関係団体と連携して、「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を実施する。
 - ・ポスターデーター作成配布、助成金支出、ア ンケート実施
- ⑦受験者の拡大に向けた活動の検討
 - ・土地家屋調査士試験受験者の拡大に向けた活動について検討を行う。
 - ・高校生向け資料等の検討、小冊子や動画の作成
- ⑧土地家屋調査士白書の作成
 - ・『土地家屋調査士白書2020』の発刊作業を行う。
- (2) 内部に向けた組織強化のための広報
 - ①社会連携事業としての組織強化
 - ・各土地家屋調査士会又はブロック協議会にお ける寄附講座及び出前授業の実施の推進のた めの検討を行う。
 - ・寄附講座モデルマニュアルの公開と出前講座 の内容紹介他
 - ②各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との 情報共有
 - ・業界全体の意識や情報の共有化を図るととも に、各土地家屋調査士会広報部が制度広報に 取り組みやすい環境づくりを検討する。
 - ・広報役員向けセミナーの開催、ブロック主催 の情報収集

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものや土地家屋調査士を取り巻く 社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報 を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関 する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きな がら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそ れぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行う。

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

土地家屋調査士制度の中長期的な計画を踏まえ、 その実現のため、経済・社会情勢の変化に応じた情 報収集を行う。

グランドデザインの実現にむけた広報ビジョンの 策定と情報収集

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集 研究所、地籍問題研究会及び国際地籍学会と連携 して、国際的な動向に関する情報収集を行う。

実際の連携に関する情報収集

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集 災害への対応や災害からの復興、また事前復興の 取組に関する情報の収集を行う。

具体的な事例の情報収集

社会事業部

社会事業部長 北村 秀実

社会事業部では令和2年度事業方針大綱に示された7つの重点項目のうち、次の3項目について具体的な事業計画を立てました。

- ・不動産登記法第14条第1項地図作成作業、地籍 調査事業への参画及び提言
- ・不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画
- 各種関係団体との連携強化

以下、字数に制限がある中、事業計画の一部をご 説明させていただきます。

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

全国公共嘱託土地家屋調査士協会連絡協議会と連携し、市町村の官民立会補助業務を始めとする公嘱業務に関する情報の収集及び意見交換を行うとともに、入札及び発注において的確な取扱いがされていないと思われる事案等の情報を収集・分析を行い、法に遵守した業務発注に向けて取り組みます。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

14条地図作成作業の実態を調査・分析し、今後の地図作成作業の在り方と土地家屋調査士の関わりについて検討を行います。また、コロナ禍による影響について、各地の状況を把握し、引き続き関係機関との協議を進めます。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

全国測量設計業協会連合会とも意見交換をし、第 7次国土調査事業十箇年計画への対応(事業主体に おける筆界特定申請、筆界案の公告等への検討)を行います。

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

いわゆる狭あい道路解消業務に関する情報を収集 し、土地家屋調査士の関与の在り方について検討を 行います。また、宅建業界と不動産取引における図 面の位置づけの明確化に向けて意見交換を行い、土 地家屋調査士の関与を訴えます。

4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

皆様のご協力の下、積極的なオンラインシステムの利用を促進し、50会に設置された強みを生かして、センター間のネットワークを活用した遠隔地における相談・調停の利用拡充について進めていきたいと考えています。その他、具体的な対応事項は、

- (1) 民間紛争解決手続代理関係業務に関しては、例 えば不動産財産の管理人等、ADR認定土地家屋 調査士の活躍範囲の拡大について検討します。ま た、土地家屋調査士会以外のADRセンターにお ける法務大臣指定の可能性について関係機関と協 議を行います。
- (2) 土地家屋調査士の司法参加に関しては、境界関連訴訟において裁判所の許可を受けることを要しない補佐人として出廷し陳述できる制度の実現に向けて検討します。
- (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携に関しては、効果的な連携についてのフォローアップと筆特活用スキームについて調査・検討を行います。

5 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項 昨年の法テラスデータベースの整理に続き、国民

昨年の法テラスデータベースの整理に続き、国民 に広く情報提供を行う方策について意見交換を行い ます。

6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

復興型14条地図作成作業の進捗を注視し、関係 団体との情報交換を行います。また、被害家屋認定 事業等災害時において土地家屋調査士がいかに取り 組み、社会貢献をしていくかについて、被災会から 情報を聴取し、将来への取組方の構築に向けて検討 を行います。

研究所

研究所長 三田 哲矢

令和2年度研究所の事業計画は、本年度の事業方針大綱を受け、土地家屋調査士の実務に即した研究を研究員、特任研究員及び研究所担当役員の下で引き続き行っていくこととしています。また、研究テーマ以外の事業については、地籍問題研究会、日本登記法学会及び各関連団体の行う研究論文発表会等へ研究員等が積極的に参加し、情報収集並びに研究発表を行える環境を作っていくこととしています。

事業1の「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」については、それぞれ(1)から(4)までテーマ分けを行い、それぞれについて複数の研究を行っています。

(1)の「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」として、過去、研究所において歴史的な地図・資料等に関する研究が行われてきました。これらの研究成果をそれぞれの地域において利用するため、研究員の地域における資料類と現地との比較等の検証を実施し、今後各ブロック・各単位会において同様の成果の利用が出来ることを目的とする研究。また、法務省地図管理システムに関し、公図等を利用したインデックスMAPの作成と利用により、地図の相隣関係の明確化と、権利の明確化への寄与。またその運用や管理方法等について、その更新管理を行うことにより、地図精度の向上と、境界不明の予防に役立てられないかについての研究。

(2)の「最新技術に関する研究」については、最新の機械技術の中から、UAVを利用した土地家屋調査士業務についての研究。リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査への土地家屋調査士の参加可能性について研究。また、UAVを利用できない都市部における一筆の土地の測量について、最近普及してきたSfM(Structure from Motion)写真測量を応用した一筆地境界・道路境界の測量についての研究。

(3)の「不動産取引に関する研究」については、不動産取引に関する土地家屋調査士業務の可能性とリスクに関して、「確定測量」の定義に関する研究と不動産業界への発信、税務申告手続に関わる土地家屋調査士業務の研究、筆界確認書に関する研究など、土地家屋調査士の日常業務に頻繁に関わる身近な問

題についての研究と発信。

(4)の「国土が抱える問題に関する研究」については、所在不明土地の問題や不法越境問題など社会的に問題となっている事案についての研究。また、防災の観点から緊急的な対応が必要となるため、事前復興に土地家屋調査士がどのように関わり、取り組むことができるかについて研究。

次に事業2の「地籍に関する学術的・学際的研究」については、(1)の「地籍問題研究会との連携」は、同研究会との連携を図り、研究所構成員が積極的に参加し、研究発表を行える環境を作っていくこととし、地籍問題研究会の定例研究会において、各研究の中間成果の発表を行うことも予定しています。これについては併せて連合会のウェブサイトへの掲載も検討を行うほか、中間成果とはなりますが会報へ記事掲載も行う予定としています。

- (2)の「日本登記法学会との連携」も同様に、学会において、研究交流及び連携を図ることとしています。
- (3)の「関連学術団体との研究交流」は、FIG、 JICAなどの諸団体との連携を深め、土地家屋調査 士会員に有益となる情報の収集を行うこととしてい ます。

最後に事業3の「会長から付託された事項の研究」ついては、会長から付託された事案やテーマがあれば、 的確に支援できるよう体制を整えることとしています。

土地家屋調査士特別研修運営委員会

研修部長 日野 智幸

1 第15回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・ 実施

第15回土地家屋調査士特別研修が、7月10日(金) ~12日(日)の3日間の基礎研修から始まっています。そのため、特別研修の適切な運営・管理・実施を行い、土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定者発表までの事務手続等を行います。

2 第16回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・ 管理

第16回土地家屋調査士特別研修の詳細な計画を 立てるとともに、実施に向けた準備を進めます。ま た、第15回土地家屋調査士特別研修から一部の研 修に取り入れましたウェブ会議システム等を利用した研修について検討を行い、関係各機関と協議を行いたいと考えます。

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会

土地家屋調査士制度制定70周年記念実行委員会副委員長 山田 一博

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として次の事業を行う。

1 登記制度創造プロジェクトの実施

全国の土地家屋調査士会が連携して、現行の登記 制度に縛られず、多目的に利用できる情報(位置情報など)を付加するなどして、将来の登記制度を考える契機としたい。

2 記念シンポジウムの開催

全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登 記土地家屋調査士協会連絡協議会との共催による記 念シンポジウムを開催する。

3 研究論文の執筆

学識者に原稿を依頼し、70周年記念誌に掲載できるようにする。

4 各ブロック協議会のシンポジウム等との連携

ブロック協議会で開催されるシンポジウム等を 70周年記念として連携する。

5 記念業務提携

他団体との連携(講師派遣等)や記念事業に協力いただける業者との業務提携を図る。

6 写真コンクールの記念事業化

70周年記念として実施済み。

- 7 記念グッズの作成
- 8 記念誌の作成
- 9 書籍『建物認定』出版への協力

おわりに

本総会についての開催報告の起案は、ライブ配信 を視聴する形となった。やはり、会場に参加したい ところではあった。ライブ配信を視聴することと なった連合会役員、各土地家屋調査士会会長及び代 議員の方々は、なおのことであろう。

一方、本総会会場では、本総会を軽んじている様子は一切なく、この記事を執筆している令和2年6月16日現在、東京での新型コロナウイルスの新規感染者数が直近の3日間で100名を超える状況下で行われた、人命を重んじた形式の総会であった。

来年度の総会は、会場に参加できる形で開催ができることを願って記事を終えたい。

広報員 石瀬正毅(東京会)





土地の表示に関する登記の沿革(20)

都城市代表監査委員 一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美



第11 新たな不動産登記制度の構築

(1)情報化社会における不動産登記制度

- a 不動産登記制度は、登記簿と現地の対応関係を明らかにすることのできる地図が存在して初めて十分にその機能を発揮することができる。
- b 昭和25年、税務署から土地台帳とともに引き 継いだ土地台帳附属地図は、登記した土地の範囲 を現地で特定する機能を有しない。このため、登 記所における地図の整備は、昭和26年に制定さ れた国土調査法に基づいて作成された地籍図に大 きく依存してきた。しかし、国土調査は、戦後の 食糧難解消を主たる目的として立法された国土調 査法に基づくものであったことから、農耕地域を 中心に実施されてきた経緯がある。そして、都道 府県知事が行う国土調査の認証は、行政手続及び 測量成果に関するものが中心で、筆界調査の重要 性については、農耕地域を中心に実施されてきた 経緯から強く意識されていなかった。

不動産登記法が求める地図の作成は、単に測量に関する知識・技術だけでは足りず、権利関係に関する法律知識や筆界に関する知識が求められる。

c 法務局の職員は、土地台帳等に関する事務を処理する中で、徐々に測量の知識を習得していった。昭和35年に創設された表示に関する登記制度発足後、測量学校で測量知識を習得した者が中心となって、地籍調査が行われない市街地や地図混乱地域を中心に、土地家屋調査士会の協力を得て、法17条モデル作業を実施してきた。

権利に関する登記(不動産の取引情報)を所管している機関が、併せて、表示に関する登記(不動産の物理的情報)を所管している国はほとんどない。しかし、権利に関する登記と表示に関する登記が同一の登記簿によって記録され、公示されることは、不動産登記制度の理想形といえる。

法務局は、昭和25年、この理想を実現するため、 土地台帳を税務署から移管を受け、これと同時に 発足した土地家屋調査士とともに、土地台帳に関する事務を処理する一方、昭和26年から10年間、ブック式登記簿からバインダー式登記簿台帳への改製作業の後、昭和35年から10年間、法務大臣が指定した登記所ごとに、登記簿と台帳の統合・一元化作業を行い、この作業完了後の登記所ごとに、順次、表示に関する登記を開始した。

ところが、この時期以降、我が国の高度経済成長期(朝鮮特需、神武景気、岩戸景気等)と重なり、登記所では、押し寄せる大量の登記事件処理に忙殺された結果、表示に関する登記事務処理体制の構築や地図整備が困難であった。

(2)不動産登記事務のコンピュータ処理

ア コンピュータ処理の経緯

- a このような情況の中で、法務省民事局は、適正・ 迅速な処理を図り、複雑多様化する不動産取引に 適切・迅速に対応するため、抜本的な対策として、 登記事務処理にコンピュータを導入することを計 画した。
- b 昭和47年、登記事務のコンピュータ処理の検討を開始し、不動産登記情報システムの研究及び室内実験を経て、昭和57年、現実の登記所で現場実験システム(パイロットシステム)の運用を開始した(注)。
- c 昭和63年、この現場実験システムの結果を踏まえて、登記事務のコンピュータ処理を可能とするため、不動産登記法が改正され(昭和63年法律第81号)、以後、全国の登記所で、ブック登記簿の登記事項をコンピュータ登記簿のデータに書き換える作業(移行作業)を、法務大臣が指定した登記所ごとに、計画的に実施し、移行作業が完了した登記所ごとに、コンピュータ処理を開始した。
- d 平成20年3月24日、全国全ての登記所で、移 行作業が完了した。コンピュータに登録した不動 産は、約2億7,000万筆個といわれている。
- e 登記事務のコンピュータ処理が開始され、また、

我が国経済は安定成長となった今日、ようやく理想的な不動産登記制度の構築が可能となる条件が整ったといえる。土地台帳の移管を受け、土地家屋調査士制度が発足してから、70年の歳月を要した。

イ 登記情報提供サービスの開始

- a 平成12年、コンピュータ化された登記記録に 記録されている登記情報を、インターネットを利 用して、利用者が自宅や事務所において、パソコ ンの画面上で確認することができるサービス(登 記情報の提供サービス)が開始された。
- b 登記情報の提供サービスは、政府の「規制緩和 推進3か年計画」(平成10年3月閣議決定)等にお いて、平成11年度中に法律改正等の措置を講ず ることとされたことを受けて、「電気通信回線に よる登記情報の提供に関する法律」(平成11年法 律第226号)が制定され、これを受けて、「電気通 信回線による登記情報の提供に関する法律施行 令」(平成12年政令第177号)、「電気通信回線に よる登記情報の提供に関する法律施行規則」(平成 12年法務省令第28号)及び「登記手数料令の一部 を改正する政令」(平成12年政令第202号)が施行 された。
- c 登記情報の提供サービスは、登記事項証明書と は異なり、「閲覧」と同等のサービスであるから登 記官の認証は付されず、したがって、法的な証明 力はない。

ウ 登記情報交換サービスの開始

- a 平成12年、登記所が保有する登記記録に係る 登記事項証明書の交付を、登記所間の通信回線網 を利用することにより、その不動産を管轄する登 記所とは別の登記所においても、請求することが できるサービス(登記情報交換サービス)が開始さ れた。
- b 登記情報交換サービスは、登記事務のコンピュータ処理を可能とするための不動産登記法等の改正法律(昭和63年法律第81号)において法律上の手当を終えており、登記事務のコンピュータ化の進捗状況及び政府の高度情報通信社会に向けての取組状況等を勘案して、平成12年にサービ

スの提供が開始された。

c 登記情報交換サービスは、コンピュータ化された登記記録の情報が対象であるから、ブック式登記簿の閉鎖登記簿については請求することができない。

エ 非適合不動産の謄本請求

- a コンピュータによる取扱いに適合しない登記簿 は、磁気ディスク式登記簿への改製作業を行わず、 従来どおり、紙による登記用紙の登記簿として存 置されている(不登規則附則3条1項ただし書)。
- b このコンピュータ化されていない登記簿については、登記簿に関する規定(旧不登法14条から16条ノ2まで)、登記簿謄本等に関する規定(同法21条1項、3項)等は、なおその効力を有するものとされている(不登法附則3条4項)。

そして、旧登記簿に関する事務は、不動産登記 法附則第3条第1項の規定に基づく法務大臣の指 定を受けていない事務とみなされ、旧不動産登記 法に基づく処理を行うことになる。

したがって、旧登記簿の謄本は、登記簿に登記 されている事項を他の用紙に謄写し、これに登記 官が認証したものである(旧不登細則35条1項)。

(注) 登記事務のコンピュータ処理への問題点及び その経緯については、本誌745号12ページを 参照されたい。

(3) 所有者不明土地問題

ア 登記簿上の所有者の特定方法

- a 登記記録における権利部の甲区に、所有権の登 記名義人の氏名及び住所を記録する(不登法59条 4号)。そして、申請情報の内容である登記義務 者の氏名又は住所が登記記録のそれと合致しない ときは、当該申請は却下される(不登法25条7号)。
- 自然人の属性(住所、氏名、生年月日、性別、 出生地、学歴、勤務先等)のうち、住所及び氏名 のみを登記名義人の登記事項としていることは、 登記名義人の住所及び氏名が一致する場合は、不 動産登記手続においては、これを同一人として取 り扱うとする趣旨である。
- b 登記名義人の氏名又は住所に変更があった場合、登記名義人は、氏名又は住所の変更証明情報

を提供して(不登令別表23項添付情報欄)、単独 で、登記名義人の表示の変更の登記を申請する(不 登法64条1項)。

また、売買による所有権移転があった場合、登 記権利者(買主)及び登記義務者(売主)は、共同して(不登法60条1項)、登記原因証明情報を提供 して(不登令7条51項5号ロ)、所有権移転の登記 を申請する。

そして、相続があった場合、相続人は、単独で (不登法63条2項)、相続証明情報を提供して(不 登令別表22項添付情報欄)、所有権移転の登記を 申請する。

なお、所有権の保存の登記(不登令別表28項添付情報欄二)又は所有権の移転の登記(同表30項添付情報欄口)を申請する場合、所有権の登記名義人となる者は、住所証明情報を提供しなければならない。

- c 所有権の登記がない土地については、表題部に、所有者の氏名及び住所を記録し(不登法27条3号)、土地の表題登記の申請情報には、表題部所有者となる者の住所証明情報を提供しなければならない(不登令別表12項添付情報欄二)。
- d このように、不動産登記手続は、自然人を特定 するための登記記録(登記情報)の真実性を担保す るために、身分関係は戸籍簿、住所、氏名、本籍 及び生年月日関係は住民票、住所、氏名及び本籍 関係は戸籍の附票という公証制度の存在を前提に している。

イ 登記簿と戸籍簿・住民票との関係

a 権利に関する登記は、私的自治の原則が支配し、 登録免許税を徴収して、当事者からの任意の申請 に基づいて行う。

買主は、不動産に関する物権の変動は登記しなければ第三者に対抗することができない(民法 177条)から、所有権移転の登記を申請する必要がある。また、売主も、固定資産税の納付義務を免れるため、所有権移転の登記を申請する必要がある

b これに対し、相続は、被相続人の死亡によって 開始し(民法882条)、相続人は、相続の時から、 被相続人の相続に属した一切の権利義務を承継す る(同法896条)が、我が国においては、戸籍制度 (戸籍謄本・除籍謄本)によって相続関係が明確で ある。すなわち、戸籍簿には出生から死亡までの 身分履歴が記録され(戸籍法6条)、また、戸籍の 附票には転居履歴が記録され(住民基本台帳法18 条)、そして、除籍簿の保存期間は150年(平成 22年6月1日前は80年)であること(戸籍施行規 則5条4号)から、相続人は、所有権移転の登記 申請を放置していても、自己が相続人であること を、いつでも、容易に、証明することが可能であ る。したがって、相続人は、相続による所有権移 転の登記を何代にわたって放置しておいても、(相 続登記手続が煩雑になるが、)登録免許税及び登記 申請費用を負担してまで、相続開始後直ちに、所 有権移転の登記を申請する必要性はない。

c 一方、市町村等は、相続登記未了の土地について道路買収等を行う場合は、買収による所有権移転登記嘱託の前提として、買収による所有権移転登記請求権を代位原因の基礎になる債権として、相続人に代位して(民法423条)、相続による所有権移転の登記を嘱託することができる(不動産登記令23条で準用する同令3条4号)。

したがって、公共事業等においては、不動産登記手続上は、相続による所有権移転の登記が未了である土地についても、戸籍謄本・除籍謄・戸籍の附票を調査して、相続関係を明らかにすることが可能であったから、(数代にわたる相続の登記が未了である場合は、相続人の数が多くなり、戸籍謄本の取得や相続人の同意書や印鑑証明書の交付を受けることが大変であるという問題があるものの)代位による登記嘱託手続を活用することによって、相続による所有権移転の登記を受けた後、買収による所有権取得登記を受けることが可能であった。

d ところが、土地の登記簿は、登記法施行(明治 20年)から130年余が経過している。この間、所 有権の登記名義人又は表題部所有者について相続 が開始し、数代にわたる相続による登記が未了で ある場合は、相続人の数がねずみ算式に増えてく ること、戸籍簿の廃棄によって相続関係の証明が 困難となっている事例があること、戸籍簿の公開 が制限されたこと、コンピュータ処理によって除

かれた戸籍の附票が廃棄されたこと等から、相続による所有権移転登記が容易に申請することが困難となった。これらを原因として、不動産の管理放置による住環境の悪化を招き、また、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど国民社会・経済にも著しい損失を生じさせているとして、所有者不明土地問題が社会の耳目を集めている。

しかし、土地の所有者が死亡しても、その死亡の瞬間から、被相続人の権利義務は相続人に承継される(民法896条)のであり、また、所有者のない不動産は、国庫に帰属する(同法239条2項)のであるから、実体的に「所有者不明土地」は多くは存在しないはずである。相続が開始されても相続による所有権移転の登記が申請されない、あるいは住所移転等があっても登記名義人の表示の変更の登記等が申請されない結果、表題部所有者又は所有権の登記名義人の「所在が不明」なケースが大半であると考えられるのである。このようなケースは、「所有者不明土地」ではなく、正しくは「所有者所在不明土地」である。

e 所有者不明土地に関する対策の一つとして、所 有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置 法(平成30年法律第49号)制定された。

この特別措置法における法務省関連の制度として、登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、死亡者の法定相続人等を探索した上、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記記録に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられた。また、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例も設けられた。

f また、表題部所有者不明土地の登記及び管理の 適正化に関する法律(令和元年法律第15号)が制 定された。

この法律は、所有者不明土地問題への対策の一環として、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名及び住所の全部又は一部が正常に登記されていない「表題部所有者不明土地」について、その登記及び管理の適正化を図るために必要となる措置を講

ずることにより、その権利関係の明確化及びその 適正な利用を促進しようとするものである。具体 的には、①表題部所有者不明土地の登記の適正化 を図るための措置として、登記官に所有者の探索 のために必要となる調査権限を付与するととも に、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有 者の探索の結果を登記に反映させるための不動産 登記法の特例が設けられ(令和元年11月22日施 行)、そして、②所有者の探索を行った結果、所 有者を特定することができなかった表題部所有者 不明土地について、その適正な管理を図るための 措置として、裁判所の選任した管理者による管理 を可能とする制度が設けられた(令和2年11月1 日施行)。

(4)「領土情報」・「国土管理情報」としての不動産登 記制度

ア 不動産取引情報としての不動産登記制度

- a 民法第177条は、「不動産に関する物権の得喪 及び変更は、不動産登記法……の定めるところに 従いその登記をしなければ、第三者に対抗するこ とができない」と規定している。そして、不動産 登記法第1条は、「……不動産の表示及び不動産 に関する権利を公示するための登記に関する制度 について定めることにより、国民の権利の保全を 図り、もって取引の安全と円滑に資することを目 的とする | と規定している。また、不動産登記法 第2条第9号は、登記簿について、「登記記録が 記録される帳簿であって、磁気ディスク(……)を もって調製するものをいう」と定義し、同条第5 号は、登記記録について、「表示に関する登記又 は権利に関する登記について、一筆の土地又は一 個の建物ごとに……電磁的記録(……)をいう」と 定義している。
- b コンピュータ処理を行っている不動産登記制 度は、不動産取引情報に関する制度ということが できる。

イ 「領土情報」・「国土管理情報」としての不動産登 記制度

a 国家の三要素とは、主権、国民及び領土をいう。 我が国は、「国民」に関する情報として戸籍制度が

あり、また、「領土」に関する情報として不動産登 記制度がある、ということができる。そして、こ れらの「国民 | に関する情報と「領土 | に関する情報 は、いずれも法務局が取り扱っている。

- b 領土に関する情報(国土管理に関する情報)の 内容としては、どの土地(土地の所在及び地番)を、 誰(表題部所有者又は所有権の登記名義人)が、ど の程度の広さ(地積)を、どのような利用目的(地 目)で所有しているか、が重要である。
- c 土地は、自然の状態では、無限の広がりを有す るものであり、また、人間の生活あるいは経済活 動の基礎をなすものである。したがって、領土に ついて、人為的に区分した一筆の土地ごとに、所 在、地番、地目、地積、所有者等を公の帳簿に記 載し、明らかにすることが国家に求められる。
- d このように理解すると、一筆地の不動産登記情 報は、土地取引に伴う権利に関する登記情報及び その物理的情報として表示に関する登記としての 意義のみならず、領土に関する最小単位の情報で もある、ということができる。すなわち、不動産 登記情報は「領土情報」ないし「国土管理情報」とい うことができる。そうすると、一筆地ごとに、そ の物理的情報及び所有者情報を登記記録に記録す ることは、領土情報あるいは国土管理情報の把握 として、国家の責務ということができよう。
- e 領土情報としての登記は、土地の所有権は国家 (あるいは国民全員)に帰属する、とする共産主義 体制や社会主義体制においては、国土管理情報と して、基本的な機能を有している。しかし、資本

主義経済が発達していない国家においては、不動 産取引情報として登記の機能はなく、不動産登記 情報を国民に公開する必要性は低い。

資本主義への移行を目指している発展途上国に おいては、不動産登記に関する法整備と登記事務 のコンピュータ処理の開発を目指している。

我が国における明治維新以降の近代化と不動産 登記制度の発展の歴史は、発展途上国において大 いに参考になろう。

f 土地家屋調査士の制度は、昭和25年7月31日、 土地台帳及び家屋台帳が税務署から登記所へ移管 に併せて、発足した。発足から70年、土地・家 屋台帳の申告、不動産の表示に関する登記の申請 を通じて、不動産に関する物理的情報のインフラ としての不動産登記制度の維持、発展に寄与し、 戦後の我が国の高度経済成長を支えてきた。

土地は、有史以前から地球上に存在し、これか らも存続、消滅することはない。不動産の表示に 関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の 専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄 与し、もつて国民生活の安定と向上に資すること を使命とする(土地家屋調査士法1条)土地家屋調 査士は、デジタル社会到来の中で、不動産の物理 的情報の担い手として、今後の活躍が期待される。 そして、今後は、日本国内のみならず、発展途上 国における不動産登記制度の構築に併せて、民間 の人的資源の積極的な活用事例として、大いに注 目され、期待されよう。

ご執筆いただいた新井克美先生には 20 回の長きにわたりご指導を頂きました。新井先生、本当にありがとうございま した。心より感謝を申し上げます。

【掲載号: 2019年1月号(No.744)/(1)~2020年8月号(No.763)/(20)】

※連合会ウェブサイトの日調連の活動、出版物のご紹介から会報誌バックナンバーでもご確認いただけます。



日本土地家屋調査士会連合会 広報部

愛しき 続!! 我が会、我が地元 vol. 78



函館会

『南北海道歴史の語部 須藤隆仙』

函館土地家屋調査士会 坂本 修康

ゴールデンウィークが過ぎた数日後、広報常任理事の小田純一さんから電話で日調連に提出する文章を書いてくれないか、テーマは地域の有名人、会のボランティア活動、会のPRの三点の内との要請でした。日頃何かとお世話になっている小田先生なので、断るわけにもいかず了解したものの、何を書いてよいものか悩んでおりました。函館会西支部の亀谷支部長の所に行って相談すると「坂本さん、須藤隆仙先生と親しいのだから須藤先生のことを書いたらどうですか」と言われ、それなら何とかなりそうだと思い書くことにしました。私が初めて須藤先生にお会いしたのはミス潤というスナックでした。L型のカウンターと四人が座れるボックスがあるのみの、小さなお店です。

私が入った時は満席でカウンターの角が一つだけ空いていたので、そこに座ることができました。顔見知りの方に軽く挨拶をして焼酎を頼んで待っていると「こんばんは」の声とともに一人の小柄なおじさんが入ってきました。お店は満員です。どうなるかと思っているとお客さんの一人が「はい皆さん席を詰めて」と号令を出し、すると当然であるかのようにお互いの席を詰め合って、一つの席ができました。おじさんは「ありがとう」と言って着席しました。

私は隣の人に「あのおじさんは誰ですか」と聞くと「あの方は称名寺の住職で郷土歴史研究家の須藤隆仙先生ですよ」と教えてくれました。正直私は称名寺という寺の名前も郷土歴史家須藤隆仙と言う名前も初めて聞きました。しかし一人の客の号令一つで座る席を作ってもらえる人とは相当に偉い人だなと思いました。その後何度もミス潤でお会いして世間話をしてくれる関係になりました。

平成9年8月、函館測量設計業協会が主催になって、地図展を開催することになりました。



私もスタッフの一人となったので、何とか古地図を展示できないかと考え、たまたまミス潤で隣に座れたチャンスがあった時に思いきって先生に相談をしました。すると古地図の収集家である中村さんという方を紹介してくれ、非常に貴重な古地図2点を借りることができました。8月21日から26日までの6日間で、古地図が評判を呼び4,000名の市民の方が入場してくれました。地図展は大成功でありました。

翌日、中村さんの所に古地図を返しに行った帰り、 須藤先生がいる称名寺に行って報告しました。 先生 は自分の事のように喜んでくれました。 それを機会 に先生は私のことを「サカチャン」と呼んでくれるよ うになりました。

そこで尊敬する先生について語りたいと思います。

先生は昭和4年11月28日上磯町(現在の北斗市)の在家に生まれました。12才の時に函館市の浄土宗称名寺第21世小川誠の弟子となり仏門に入りました。仏門の修行をしながら中学、高校を卒業し、大正大学仏教学部に入学、大学では印刷業のバイトや落語研究会での活動もしていたそうです。先生の歯切れのよい、テンポのある会話はこの時に鍛えられたのかもしれません。卒業後20代で森町の称名寺の



住職になった頃から執筆活動が盛んになり、また浄 土宗布教師として北海道内各所を回ったそうです。

30代の初めに函館の称名寺に執事として戻った 後も、研究は続き、その当時まだ注目されていなかっ た函館の歴史に関する出版物、または講演やテレビ 番組出演などを通し、広く函館の魅力を伝えました。 40代半ばで函館の称名寺の住職となられましたが 仏教の書籍を多く執筆しながらも、並行して郷土史 の研究を続けておられました。

幾度もの大火で歴史的な資料を多く焼失している 函館の歴史を研究されるのは至難の業だったはずで すが、そんな中で図書館や博物館または古書店には、 日課のように通い、歴史を研究されている方のみな らず様々な業界、業種の方々、古き函館の様子を記 憶している市民の方から多くの情報を頂き研究を深 めてこられました。

このような努力の結果、南北海道の歴史を中心に 著書12冊。共編著5冊。その他、函館市文化賞や 北海道文化奨励賞等も受賞されております。

晩年「パソコンを使えたらもう少し楽だったのに ね」と笑っていたとか…原稿は全て手書きでありま した。80歳になった頃「90歳まで生きるとしたら後 10年しかないことが寂しい。調べたいことがまだ たくさんあるのに と家族の方に常々話しておられ たそうです。

須藤隆仙先生は平成30年12月12日、多くの函館 市民の皆様に敬愛を受けながら黄泉の彼方へと旅 立っていきました。



香川会 『広報活動と70周年記念うちわ』

香川県土地家屋調査士会 三好 謙司

現在はスマートフォンの普及で、よりインター ネットが身近になり土地家屋調査士会の広報活動 としてWEBを使ったPRが考えられると思います。 そこで土地家屋調査士関連のキーワードで実際どれ くらい検索されているかを調べてみました。

まず「土地家屋調査士」というキーワードは月間 29,811件の検索数(2020年5月)で、そのほとんど が試験難易度・収入や求人募集を検索していること が分かりました。

では、実際業務の依頼や相談につながるような キーワードを調べてみると、「土地の境界 | では、月 間検索数は154件(2020年5月)しかありません。さ らに、検索した方が実際の依頼につながる確率とし てWEBでは検索数の5%が潜在的なお客様となる

そうです。

計算すると、月間約8人の方が実際相談に訪れる かどうかということになります。日本全国で月8人程



ココ石体験学習

度です。この結果から、多くの方は「土地の境界」で困った際、相談先が分からないということが予想されます。

飽くまで「土地の境界」だけでの結果を書いたのですが、土地家屋調査士という活動の中で多くの方に知ってもらい、検索していただく機会を増やすためには、どうすればよいかを考えてみたところ、やはり地域住民の方々とのふれあいからではないでしょうか。

そこで、香川会が行っているふれあい活動の一つ に県内の小学校で「ココ石体験学習」を行っています。

ココ石とは、香川会が香川県下の小学校全校にGPS測量で設置した基準点です。この基準点を使って小学校の緯度・経度・標高を表示することにより、普段の社会科や理科の授業の中で教材として利用しています。

そして、ココ石体験学習とは小学生の高学年を対象に土地家屋調査士の紹介、測量の知識、測量の社会での活用、実際に歩測による距離の測定や三角形の性質を利用したテープを使っての面積・位置の測定をゲーム形式で体験しながら学ぶ体験授業です。

また、「ココ石体験学習」をインターネットで検索 してみると、各小学校のホームページで体験学習の 様子が掲載されていて、多くの保護者の方の目に留 まっているのではないでしょうか。

さらに、土地家屋調査士制度制定70周年記念として、70周年記念ロゴ・広報キャラクターが印刷された「うちわ」を製作しました。この記念うちわは当会会員へ配布し、広報活動に利用していただきま

す。また、各種相談会やイベント等で一般の方へ配 布する予定です。

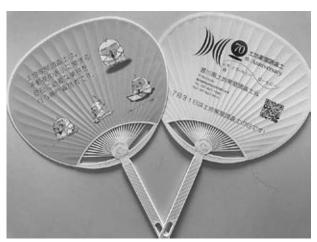
なぜ"うちわ"を選んだのかというと、実は香川県は日本三大団扇といわれる千葉の「房州うちわ」、京都の「京うちわ」に並んで香川の「丸亀うちわ」が名産品なのです。

古くは江戸時代に金万比羅宮参拝の土産物として 考案され生産されていたようですが、現在では日本 のうちわ生産量の90%が香川県丸亀市で生産され ているようです。

このように県民にとって非常に馴染み深いうちわを使用することで土地家屋調査士のPRだけでなく、香川県の伝統工芸品であるうちわを多くの方に手にとっていただきたいと考えました。また、広報活動と地場産業を結びつけること、そして配られたうちわを使って暑い夏に家庭で子供たちがうちわであおぐ姿も想像できます。

その他にも「交通安全街頭キャンペーン」や、香川 大学で行っている「寄附講座」といった活動全てが社 会貢献にもつながるものと思っています。

これからの広報活動として、無料相談会やココ石体験学習等を通じて実際にお会いし、ふれあう活動を行い、またその様子をホームページに掲載し、さらには今回のうちわの配布で多くの方に土地家屋調査士を知ってもらうとともに、香川会のホームページに訪れていただく機会を作っていこうと取り組んでいきます。



うちわ



寄附講座

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和2年6月1日付

吉野 秀樹 東京 8154 河部 良範 東京 8155 東京 8156 鈴木美和子 小本 雄大 神奈川 3142 鈴木 孝康 神奈川 3143 新潟 2236 吉村 秀辰 八木 崇允 大阪 3383 大阪 3384 片岡 美穂 京都 917 田中 智之 兵庫 2527 林 勇輝 拓哉 和歌山 444 中 和歌山 445 充 金丸 愛知 3036 髙橋 正成 福岡 2357 森 敏行 大分 851 大野 徹也 熊本 1224 山口 高広 鹿児島 1111 鞆 謙太 沖縄 517 平 和樹 遠藤 宮城 1052 宮城 1053 大久保祐司 宮城 1054 佐々木一弥 青森 782 櫻井智保子

令和2年6月10日付

東京 8157 杉田 優人 神祭川 3144 京極 翔太 愛知 3037 鈴木 直明 福岡 2358 佐野 忠良 山形 1246 大津 勉 令和2年6月22日付 東京 8158 伊藤

東京 8158 伊藤 孝浩 岡山 1408 花田 将 岩手 1177 佐藤 亮介

■ 登録取消し者

令和2年3月29日付

沖縄 499 瑞慶覽朝桂

令和2年4月14日付

鹿児島 590 朝山 繁

令和2年4月27日付

新潟 696 田村 俊男

令和2年5月15日付

東京 5138 粕谷 勇

令和2年5月17日付

神 1394 百瀬 斐之

令和2年5月21日付

宮崎 523 内村 寛

令和2年6月1日付

広島 1475 髙祖 猛

令和2年6月10日付

新潟 540 岩渕 卓惣

京都 911 金沢 権珠

愛知 1571 舟橋 章好

愛知 1804 宮地 幹夫

福井 298 恵美 行男 福岡 1153 中村 洋二

福岡 1235 石橋 新治

熊本 826 岡本 孝 旭川 248 舟越 律子

令和2年6月22日付

神奈川 2885 樽川 豊徳

埼玉 1917 篠塚 桂

大阪 2548 井上 天

山口 613 高杉冨美江

■ ADR認定土地家屋調査士 登録者

令和2年6月1日付

神奈川 2727 登 英夫

神奈川 3143 鈴木 孝康

岡山 1383 笠原 太陽

宮崎 728 川越 啓史

令和2年6月10日付

青森 768 島根 渚

香川 727 多田 幸広

令和2年6月22日付

埼玉 2642 飯野小百合

岡山 1408 花田 将

宮崎 808 柿木 幸成

宮崎 810 富田 智行

第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催取りやめについて

第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会は、京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会のご協力により、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として開催に向け準備を進めておりましたが、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考え、開催を取りやめることといたしました。

参加を予定されていた皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

土地家屋調査土制度制定70周年記念



日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクール を開催しました。

今回は、土地家屋調査士制度制定70周年記念として、70周年賞(シニア部門賞・ジュニア部門賞)を設け、たくさんのご応募をいただきました。

公益社団法人 日本写真家協会名誉会員の木村惠一先生に、趣深い観点から審査いただき、 各入賞作品に選評をいただきましたので、ご紹介いたします(は一もに一賞及び70周年賞(ジュニア部門賞)を除く。)。

また、入賞、入選及び佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非ともコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾ってみられるのはいかがでしょうか。

最後に、本紙面において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、結果発表が 延期となりましたこと及び土地家屋調査士会における賞状授与を中止としましたことについ て、楽しみにされていた方にはお詫びを申し上げますとともに、ご応募された全ての方々と、 審査及び総評・選評をいただきました木村先生に感謝申し上げます。

次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。



今年は土地家屋調査士制度制定70周年、そして写真コンクールも35回目を迎えました。会報「土地家屋調査士」の表紙には、季節等に合わせて、コンクール佳作以上の作品が毎号掲載されていますが、年々、号を追うごとに作品の質が上がっていることに気付かれると思います。

今の時代は、常にスマートフォンを身に付けている時代です。カメラを持参せずとも、スマートフォンで一眼レフカメラ並みの写真が撮れるようになりました。いつでもどこでもチャンスがあればすぐに写真が撮れます。写真の魅力は"記録"です。家族や旅の思い出、町や自然の光景、出会った人達等、いつでもレンズを向けられる気持ちを持つことが大切です。記録には"また"や"こんど"はないのです。いまと思ったときがシャッターチャンスなのです。

また来年も優れた写真に出会えることを楽しみにしております。

(審査員 木村 惠一)





「アオハル」

山田 英実(山形会)

<mark>秋を思わせる青空の雲に向かってジャンプする若者</mark>たちの姿が元気いっぱいでいいですね。練習の疲れも何もか <mark>も吹き飛ばすような爽やかさです。高原での運動部の合宿の一コマのようですが、5人ともに息の合ったナイス</mark> <mark>ジャンプを見せています。スマートフォンで低いアングルから高原の雰囲気を出しつつ、青春の若者たちを捉え</mark> たシャッターチャンスが完璧です。

金賞



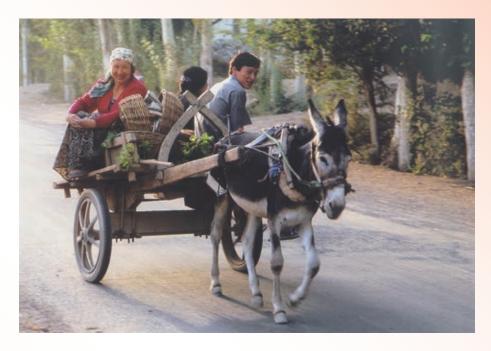
「お花畑」

菊地 三男(東京会)

フィリピンのアニラオは、ダイバーにとっては絶好のダイビングスポットです。多種多様な珊瑚が繁殖し、カラ フルな熱帯魚の姿も多く見ることができます。眼下に広がるまるでお花畑のような揺れ動くウミトサカの上を行 く魚と共に、水中写真を見事な腕前のカメラワークで捉えました。

銀賞

「家路に向かう」 藤本 よし子(山梨会)



中国シルクロードの旅の途中、トルファン郊外で出会った光景のようです。広大な中国の旅では今でもこのような牧歌的ともいえる場面に出会えることもあるのですね。ロバに引かれて農作業の帰り路の家族のゆったりとした幸せそうな表情がいいですね。車を止めて素早く絶好のチャンスを逃すことなく撮影しました。



「出前授業」 植山 武俊(千葉会)

体育館の中に広げられた大きな日本地図の上で授業している様子を俯瞰し、良いカメラアングルで撮影しました。きっと郷土の大先輩伊能忠敬が日本で最初に作った実測地図「大日本沿海輿地全図」の授業をしているのでしょう。土地家屋調査士会の広報活動がしっかりと記録されています。





銅賞

「女の子だって野球が好き!」 大竹 正晃(神奈川会)

可愛い野球少年と思い題名を見ると少女の キャッチャー姿なのでちょっと驚きましたが、 マスクをとった瞬間の野球少女の闘志満々の姿 と表情がよく撮れています。すぐ後ろのキャッ チャーはきっとお兄さんなのでしょう。画面 から元気な声が聞こえてくるような場面をよい シャッターチャンスで捉えました。



銅賞

「まほろばの石畳」 粟辻 寛紀(大阪会)

福井県の白山平泉寺は国史跡の歴史と美しさを 持つことで知られています。参道石段の左右を 雄大な杉木立と苔が囲み、神秘的な雰囲気を見 せてくれます。早朝の小雨けむる光景を静かな 視線のよい構図でフレーミングしました。まほ ろばの石段を赤い傘を差した人物が一人往く姿 がとても印象的です。



銅賞

「夕日に向かう飛行機」 楠原 良則(岡山会)

空港を飛び立った旅客機が太陽に向かって一直 線に飛んでゆく姿を、望遠レンズを使い絶妙な タイミングで捉えました。滑走路上の夕日と直 線上に重なるよう、カメラ位置や時間等を計算 の上でチャンスを待っていたのでしょう。排気 ガスが太陽の光を受けて作り出すドラマチック な現象をしっかりと撮影しています。

はーもに一賞



「ポールウーマン」池田 直之(福岡会)

土地家屋調査士会員によるインターネット投票第1位

入语

佐藤 靜子 神奈川会 「力合わせて舟祭」

山下 克利 神奈川会 「七五三」

神長 正昭 茨城会 「朝食ゲェット」

塚田 昌英 茨城会 「向日葵迷路の向こうには」

藤本 紘一 山梨会 「流氷の旅」

吉田 英男 奈良会 「夜明け(素晴らしい朝焼け)」

平野 肇 愛知会 「Family」 前田 祐史 山口会

「山口県防府市 急傾斜山林の境界確認風景」

佳作

田中 茂 千葉会 「神秘的な濃溝の滝」 小池 純平 長野会 「しんしんと戸隠」 小林 浩充 愛知会 「Xmas HANABI」

古尾 伊澄 三重会 「散歩」

田上 彰 熊本会 「ひまわり畑の蜂」 荒木 智子 山形会 「アンブレラスカイ」

佐藤 正守 山形会 「役目」

赤平 裕記 青森会 「みんなで描こう!!田んぼアート」

70 周年賞 シニア部門賞



「清流とサワガニ」 尾崎 峻(奈良会)

水のきれいな渓流地や小川等で見られるサワガニは、写真を撮ろうとカメラを近づけると素早く岩や石の下等に隠れてしまい、なかなか撮りにくいものですが、水の流れを見せながら、ほぼ真上からよいアングルで素早くしっかりと撮影することができました。



「寒の夕焼け」 椎名 弘(神奈川会)

画面手前に大胆に松の木のシルエットを置き、海越しに富士山と 夕陽をフレーミングした構図が見事で歌川広重の東海道五十三 次の浮世絵を思わせる質の高い美しい景を作り上げました。



「TS ガール」 木村 浩二(埼玉会)

青空の下、新調のユニフォームを着て新しいトータルステーションで実習をしている姿なのでしょうか。ファインダーを覗く姿には将来が期待されます。何気ないスナップですが、下から青空を見上げるようなアングルで若さを活写しました。



「上にあって、 下にないものなぁ~んだ? | 酒井 みどり(埼玉会)

香川県三豊市の"父母ヶ浜"は日本の夕陽百選に選定されてい る美しい海岸です。手前の逆さに映るシルエットは、潮だ まりに風が吹かないときは鏡のように平らになり絶景を見 せてくれます。天地対称のファンタスティックな世界を作 り上げました。



「生涯現役」 君島 日出子(栃木会)

天然もののゼンマイは山中の斜面等の厳しい環境に生えて いるので、これだけの量を一人で僅かな期間に採るのは大 変です。奥会津で出会ったお年寄りが、ゼンマイを乾燥さ せる光景を上手なカメラアングルで撮影しました。お年寄 りは、「毎年、私のゼンマイを待っているお客さんのために 頑張っています。」と答えたそうです。



「大山ブロッケン」 妹尾 真人(鳥取会)

登山愛好家が生涯に一度は出会いたいと願っているのがブ ロッケン現象です。尾根の急勾配の山肌に沿って霧がゆっく り這い上り、稜線に日光が当たってできる現象ですが、出会 えて幸運でした。チャンスを見逃がすことなくよく撮れまし た。現象をもう少しアップにできるとよかったですね。



「目玉親父」

鈴木 敦(福島会)

森の中の陽の当らないところで、初夏の頃に時折見ること ができるギンリョウ草ですね。色素がなく白い姿で、別名 ユーレイタケといわれています。10cmぐらいの小さな姿を、 膝をつくローアングルでピントもしっかりとしていて、半 透明の質感がよく撮影されています。

70周年賞 ジュニア部門賞



「海とチャペル」 髙橋 陽貴(茨城会)



「青い空」 佐々木 みずき(埼玉会)



「事務所のお花」 佐々木 捺米(埼玉会)



「父」 山田 楓佳(京都会)



「蛇と祖母」 カ石 美咲(東京会)



「いちご狩り」 カ丸 水琴(佐賀会)



「弟のお気に入り」 カ丸 水春(佐賀会)

愛媛県土地家屋調査士会

愛媛県土地家屋調査士会は、「日本最大の石造りの鳥居、和霊神社の鳥居」宇和島支部・「日本最古の現役道路稼働橋、長浜大橋」大洲支部・「日本最古の温泉、道後温泉」松山支部・「日本最大の武具館、大山祇神社国宝館」今治支部・「日本最長の一般道路の無料トンネル、寒風山トンネル」西条支部・「日本初の天然産出ダイヤモンド、大きさ1,000分の1ミリ」四国中央支部といった輝くものがある6支部、会員数273名(令和2年6月1日現在)で構成されています。予算は約6千万円で運営しております。昭和25年松山市出渕町(現在の松山市三番町)に事務所を設け、3回の事務所移転を経て、昭和45年松山市南堀端に会館を竣工しました。

そして平成11年松山市南江戸に司法書士会との 合同会館として運用を開始し、現在に至ります。

さて、この愛媛県土地家屋調査士会を支えている 事務局員の紹介ですが、

東 事務長

(平成14年入社の19年目)23歳で事務長就任(若い!) 【ひとこと】

境界問題相談センターの設立・認証と運営に携わり、これからも「日本で一番温かいADR機関」を目指し事務に励んでまいります。

【愛媛の銘菓に例えると】

長く愛され続けられている「山田屋まんじゅう」のような人です。

白鷹 事務職員(平成20年入社の11年目) 【ひとこと】

測量・調査等の活動的な仕事と書類作成等緻密なデスクワークを両立されている専門職であり、特に酷暑の中でのお仕事大変かと思いますが、ご健勝をお祈り申し上げます。

【愛媛の銘菓に例えると】

真面目に一本一本を手作りで仕上げられた「タルト」のような人です。

寺門 事務職員(平成27年入社の5年目)

大学時代に岡田前連合会長の不動産登記講座を受講 【ひとこと】

法律や測量に関する専門知識のみならず、人とのコミュニケーションスキルなどオールマイティーさが求められるお仕事で大変そうです。夏になり真っ黒に日焼けした先生方を見ると頭が下がる思いです。これからも愛媛会事務局の一員として出来ることを精一杯していきます。

【愛媛の銘菓に例えると】

新しい風を吹き込む和洋の絶妙な「母恵夢」のような人です。

お近くへお越しの際は、愛媛で輝くものを観光しながら、銘菓を召し上がってください。

【愛媛県土地家屋調査士会連絡先】

〒790-0062 愛媛県松山市南江戸1丁目4番14号

TEL: 089-943-6769 FAX: 089-943-6779

URL: https://www.e-chosashi.or.jp/ E-mail: ehime@e-chosashi.or.jp



事務局職員



事務局執務フロア



4F 大会議室(理事会風景)

釧路土地家屋調査士会

釧路土地家屋調査士会は、北海道の釧路地方法務局の管轄区域内に設立されました。管轄区域は、オホーツク総合振興局の一部、根室振興局、釧路総合振興局、十勝総合振興局管内の道東45市町村であり、知床国立公園、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園を丸ごと抱え、さらに大雪山国立公園の一部も入っており、管轄面積は28,151 km²、日本で一番の管轄面積ではなかろうかと思われます。

これだけ広い管轄区域ですから、帯広市で研修を 行うとしたら根室市在住の会員は片道約250kmを移動することになります。公共交通機関はあまりあり ませんので当然自家用車での移動になり、会議や研修会等での役員や会員の負担もますます増え、WEB での会議や研修会が必然となってきております。

現在の会員数は、調査士会員は77名、法人会員は0名です。また、支部は、3支部で、釧路支部(釧路総合振興局・根室振興局管内、9,538 km²)、十勝支部(十勝総合振興局管内10,828 km²)、オホーツク支部(オホーツク総合振興局管内の一部7,785 km²)で構成されています。

オンライン申請率が80%を超えているのは、このような地理的要因も関係しているのかも知れません。 会員の高齢化に伴い会員数の減少も課題となって おり、連合会の助成金でここ数年、受験ガイダンス を行い、土地家屋調査士の知名度や資格受験者の拡 大に手応えを感じております。

そして事務局は、釧路地方法務局の本局が所在する釧路市内にあります。釧路川に架かる釧路市のシンボル「幣舞橋」から南に進み、坂道を上った高台に釧路合同会館があります。その2階に当会事務局、釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局、そして釧路司法書士会事務局があり、昭和55年から使われています。平成23年からは、境界問題解決支援センター道東(ADRセンター)の事務局も置かれています。

ここに事務局を構えた当時は、最寄りに釧路地方 法務局の本局がありましたが、この本局はその後、 幣舞橋の北に移転し、事務局から本局までの距離は、 車で10分程度です。元の本局があった辺りは現在、 釧路地方裁判所となっています。

事務職員は2名体制で、1名は当会の事務を、も う1名は公嘱協会の事務を担当しています。 事務室、応接室、会議室がありますが、保管文書 が次第に増加し、手狭になってきています。

また、建物が老朽化してきており、修繕費の捻出 などが課題となっています。

ところで、十勝とオホーツクの内陸は大陸性気候で寒暖の差が大きく、夏は暑く、冬は極寒が特徴ですが、事務局のある港町釧路は、北に広がる釧路湿原の影響もあり、夏は湿潤冷涼で、春から夏にかけて霧が発生しやすいです。

また、釧路・根室は野鳥の宝庫で、バードウォッチングの聖地として注目されています。370種類ほどの野鳥が確認されており、日本の野鳥の3分の2を占める種類の多さです。

釧路方面は避暑に、そしてバードウォッチングに 最適の地です。お近くにお越しの際は是非事務局に お立ち寄りください。



夕暮れの幣舞橋



釧路合同会館



会議室

青森県土地家屋調査士会

青森県は本州最北にあり、ニューヨーク、北京、 ローマとほぼ同緯度に位置しています。

人口は約125万人、面積は9,607.04平方キロメートルで、約66パーセントは森林です。

まさかりの形をした下北半島と、津軽半島との間 に陸奥湾を抱えたとても特徴的な形をしています。

「青森」という地名はその名のとおり、江戸時代に 弘前藩が港町の建設を始めた時に名付けられたもの で、海上からの目印になる青い森があったことが由 来とされているそうです。

土地や気象の特性を生かして、農業が盛んに行われており、特にりんご、にんにく、ごぼうは日本一の生産量、ながいも、だいこん、西洋なし、かぶは全国トップクラスの生産量を誇るなど、全国有数の農業生産県であります。

県内には十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山、世界 遺産白神山地、陸奥湾を抱く津軽下北両半島などの 美しい自然、三内丸山を代表とする縄文遺跡などの 観光地があります。

また、春は弘前城の桜、夏は青森ねぶた祭り、弘 前ねぷた祭り、五所川原立佞武多祭り、八戸三社大 祭などの祭り、秋は収穫と紅葉、冬はスキーに温泉 と四季を通じて楽しむことができます。

さて、青森県土地家屋調査士会館は青森市内、観光通り沿いにあり、新青森駅から車で20分程度、青森地方法務局まで車で15分程度の位置にあります。当会の会館は、昭和63年10月15日に竣工された3階建ての建物であり、1階は10台ほどの駐車場及び倉庫、2階は青森会事務局、役員室とあおもり境界紛争解決支援センター相談室、3階は公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局と小規模な研修会を行うことも可能な大会議室となっております。

会員数は、令和2年4月1日現在、調査士会員126名、 法人会員は1法人、6支部で構成されております。

また、当会執行部は、会長、副会長2名、理事9 名で構成されており、あおもり境界紛争解決支援センターは現在11名の相談員で運営しております。

青森会事務局は青森県土地家屋調査士政治連盟及 びあおもり境界紛争解決支援センターの事務を兼務 し、事務局は現在、事務局長と事務員の2名体制で 運営しており、青森会の発展に貢献できるよう、日々 頑張っております。

また、当会は、昨年度と本年度につきまして、東北ブロック協議会の担当をさせていただいております。

【青森県土地家屋調査士会連絡先】

〒 030-0821 青森県青森市勝田一丁目1番15号

TEL: 017-722-3178 FAX: 017-775-7067

URL: http://www.chyousashi.com E-mail: aomori@chyousashi.com 【あおもり境界紛争解決支援センター】

TEL: 017-722-2339



会館正面



事務局



会議室

愛知県土地家屋調査士会

愛知会事務局は、名古屋城の西に位置し、名古屋駅とのほぼ中間にあります。会館は、名古屋市営地下鉄鶴舞線「浅間町」駅出口から徒歩10秒ほどの名古屋市西区新道に、総額2億円を掛け用地も取得し、平成17年2月に建設しました。この額はちょうど令和2年度の予算規模と同じです。

鉄骨造4階建て、1階は駐車スペース、2階には 会長室、事務局、3階には資料センター、調停室、 会議室、4階には図書室、調停待合室、会議室、倉 庫があります。平成30年には1回目の大規模修繕 も済ませています。理事会、常任理事会、部会、委 員会などの会議も会館で行っています。

愛知会は他に類を見ない大規模な資料センターを 持っており、全国に先駆け境界問題相談センターも 立ち上げ、その事務局も兼務しています。また最大 の会員数を誇る政治連盟の事務局も会館内に構え、 平成31年4月には一般社団法人調査士愛知協働会 を設立し、その事務局も兼ねています。

愛知会は11支部で構成され、令和2年6月1日現在の会員数は1,090名と51法人です。全国の土地家 屋調査士会で2番目の規模となっています。

役員数は32名(会長、副会長4名、専務理事、常任 理事5名、理事19名、監事2名)、職員数8名(男性1名、 女性7名)で構成されています。事務局長は専務理事 も兼務しており、常勤で事務局全体を統括しています。

愛知会会館

当会の伊藤会長が連合会副会長も兼任していることから、時流に乗った情報を早く知り得る環境にありますので、愛知会の会員に的確な情報を伝え、土地家屋調査士制度発展のために、役員・事務局職員が一丸となって頑張っています。

【愛知県土地家屋調査士会連絡先】

〒451-0043 名古屋市西区新道1丁目2番25号 TEL:052-586-1200 FAX:052-586-1222

URL: https://www.chosashi-aichi.or.jp/

E-mail: info@chosashi-aichi.or.jp



愛知会オリジナル「調査士制度70周年記念ロゴ」



事務局



後列左から、竹中職員、小野内職員、玉田次長、伊藤職員 前列左から、川本職員、壁谷事務局長、河村職員、柴田職員

埼玉土地家屋調査士会

11年ぶりの事務局紹介、会館は前回から変わり映 えしていないのですが、さすがに事務局職員さんは 変わりましたので、まずは職員さんの紹介をいたし ます。



一番奥が辻本事務局長(11年前は次長でした。)、中央左側が高橋職員(彼女も以前からおりました。)、手前右側が駒田職員、手前左側が今井職員です。11年もの歳月にメンバーも変わりました。なお、駒田職員は今年10年目です。連合会長から感謝状を頂きました。

我が会の自慢の土地家屋調査士稲荷神社(会館3階にある。)は前回紹介いたしましたので今回は埼玉県の自慢を紹介いたします。

埼玉県の最近の自慢といえば映画、「翔んで埼玉」でも何気に出ていた(分かる人は分かる)日本のパルテノン神殿、世界一の「地下放水路」があります。(春日部市上金崎)



残念ながら筆者はいまだ行けていませんが、行った方からの話ではとにかく凄いらしいので暇をみて 見学に来てみてはいかがでしょう。

正式名称は「首都圏外郭放水路」総延長6.3kmの地下河川です。昨年の台風による被害もかなり防いだそうです。

川ついでに、埼玉県には海がありません。しかし、川の数は日本一です。さらに荒川の川幅は日本一の川幅を誇っております。鴻巣市・吉見町に掛かる御成橋には「川幅日本一」のポールが立てられています。他にもまだまだ自慢できるものはございますが、今日のところはここまでといたします。次回がありましたらご紹介いたします。

【埼玉土地家屋調査士会】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂四丁目14番1号

TEL: 048-862-3173 FAX: 048-862-0916

URL: http://www.saitama-chosashi.org/

E-mail: office@saitama-chosashi.org

会員数 800名(令和2年6月30日現在)

会 長 髙栁淳之助

6月16日 ~7月15日

REPORT

6月

16日

第77回定時総会

第77回定時総会は、新型コロナウイルスの影響で連合会執行部5名、単位会会長4名の出席という形で縮小しての開催となりました。前例のない形となり事前説明会を開催し、当日は総会の模様をライブ配信させていただきました。会長、代議員の皆様には精一杯説明し、御理解を得て、提出した議案については承認いただきました。本年の連合会会務がスタートいたしますが、継続して各土地家屋調査士会、会員の皆様と情報共有を進め、土地家屋調査士の将来を見据えた会務運営を役員一同、力を合わせて行っていきたいと思いますので、一年間どうぞよろしくお願いいたします。

19日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会 民法・不動産登記法部会(第14回)について)

第14回法制審議会民法・不動産登記法部会の事 前説明と意見交換を、法務省民事局民事第二課担 当官と行いました。

22日

広報部打合せ(電子会議)

今年度の事業計画、予算の承認を受けて、広報部の事業について意見交換をいたしました。土地家 屋調査士を関連団体等へどのようにアピールできるのか。周年事業も含め広報部の皆さんよろしく お願いいたします。

23日

事前打合せ(第14回法制審議会民法・不動産登記 法部会について)及び準天頂衛星関係に係る打合せ 法制審議会に臨むに当たり、意見交換いたしました。 また、本年の事業計画にある、準天頂衛星の利活用 の情報収集について、土地家屋調査士業務へどのよ うに活用できるのかをテーマに、検討をいたしました。

第14回法制審議会民法・不動産登記法部会

第14回法制審議会民法・不動産登記法部会に出席いたしました。今回は、共有制度、遺産の管理と遺産分割に関する見直し、相隣関係規定等の見直しについて議論いたしました。相隣関係については、土地家屋調査士業務に関係する、隣地使用権の問題について話し合いました。

29日

第1回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業 実行委員会(電子会議)

委員の皆様、小野委員長を中心によろしくお願いいたします。計画している各事業における担当者を決定し、70周年記念事業のスタートです。全国の会員の皆様ご協力お願いいたします。

7月

18

QZSSに係る登記測量への利活用(みちびき実証 実験公簿)に関する打合せ(電子会議)

準天頂衛星の利活用のため、土地家屋調査士として業務への活用方法等の実証実験をどのように進められるのか協議いたしました。

2日

第2回正副会長会議(電子会議)

今年度の事業について、次回の常任理事会、理事会での審議、協議を進めるため、各部分掌の事業等について、正副会長の間で意見交換、意見調整をいたしました。

6日

第1回土地家屋調査士制度制定70周年記念シン ポジウムに関する三者打合せ

シンポジウムの開催に向け、全調政連、全公連の 会長と担当者を交え協議いたしました。特に、新 型コロナウイルスへの対応について、今後の推移 を注視し詳細を決定したいと思います。

8日

第3回正副会長会議

第3回常任理事会の審議事項、協議事項について 確認いたしました。

8日、9日

第3回常任理事会

今年度の事業計画について、各部分掌における事 業の確認と重点項目など意見交換いたしました。 また、第3回理事会における、審議事項、協議事 項について精査いたしました。

10日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会 民法・不動産登記法部会(第15回)について)

法務省において、次回法制審議会で議論する事項 について、説明を受け意見交換いたしました。

13日

菅義偉官房長官を表敬訪問

菅義偉内閣官房長官に、70周年記念シンポジウ ムにおける講演のお願いをするために、全調政連 椎名会長、佐々木幹事長、連合会鈴木副会長と共 に首相官邸へ訪問いたしました。どうぞよろしく お願いいたします。

14日

第15回法制審議会民法・不動産登記法部会

第15回法制審議会民法・不動産登記法部会へ出席 いたしました。今回は、財産管理制度の見直し(所 有者不明土地管理制度について、不在者財産管理 制度・相続財産管理制度について)、不動産登記法 の見直しについて議論いたしました。それぞれの 財産管理制度が、適切に機能し、所有者不明土地 問題の解決に有益な制度となっていただきたいと 思います。また、不動産登記法については、登記 義務者の所在が知れない場合の登記手続の簡略化、 登記名義人の特定に係る登記事項・附属書類の閲 覧制度の見直し等について、議論いたしました。

15日

所有者不明土地問題への対応に関する打合せ

7月3日、所有者不明土地等対策の推進のための 関係閣僚会議の基本方針が改定されたため、「所 有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置 法等」「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適 正化に関する法律」「土地基本法等の一部を改正す る法律 | 「国土調査法等の改正 | 等に対応する今年 度の連合会の事業について、各部、制度対策本部、 委員会等の対応方針等、意見交換と調整をし、各 担当には積極的な対応をお願いいたしました。

会務日誌 6月16日~7月15日

6月

16日

第77回定時総会

第1号議案 (イ)令和元年度一般会計収入支出決 算報告承認の件

> (ロ)令和元年度特別会計収入支出決 算報告承認の件

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の

一部改正(案)審議の件 第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員選

任規則の一部改正(案)審議の件 第4号議案 土地家屋調査士職務規程の制定審議

第5号議案

令和2年度事業計画(案)審議の件

第6号議案 (イ)令和2年度一般会計収入支出予 算(案)審議の件

> (口)令和2年度特別会計収入支出予 算(案)審議の件

23日、24日

第1回研修部会

<協議事項>

- 1 令和2年度研修部事業計画に基づく執行計画 について
- 2 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 4 eラーニングについて
- 5 特別研修について
- 6 年次研修について
- 7 令和2年度に作成する会員必携(仮)について
- 8 研修体系の確立について

24日

第2回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に ついて
- 2 筆界特定制度の検討及び指導について
- 3 登記測量に関する事項について

- 4 土地家屋調査土職務規程の作成について
- 5 表題部所有者不明土地問題等対応について
- 6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 7 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方 策に関する対応について
- 8 オンライン登記申請への対応について
- 9 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する 実態調査について
- 10 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて
- 11 第77回定時総会における質問・要望について
- 12 令和2年度各種委員会委員について

29日

第1回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業 実行委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 各記念事業の担当者について
- 2 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 3 ウェブサイトの作成について
- 4 動画の作成について

30日

第1回社会事業部会(電子会議) <協議事項>

- 1 令和2年度社会事業部の事業執行計画等について
- 2 各種委員会・PT等委員について

7月

1日、2日

第2回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 書籍の企画について
- 2 SNSの活用について
- 3 広報イベントの参画について
- 4 「地識くん」の新ポーズについて
- 5 連合会のロゴマークについて
- 6 「土地家屋調査士の日|に関する啓発活動について
- 7 全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催状 況について
- 8 受験者の拡大に向けた活動の検討について
- 9 土地家屋調査士白書の作成について
- 10 ウェブセミナーについて
- 11 各土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有について
- 12「事務所運営に必要な知識」について
- 13 会報の表紙写真について
- 14 連合会会報の送付先について
- 15 会報電子化について
- 16 広報ビジョンの作成について
- 17 2020年11月号以降の月刊『測量』の執筆者について
- 18 第14回つくば国際ウオーキング大会の協賛金について

19 令和2年度の会議日程について

2日

第2回正副会長会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度第3回常任理事会審議事項及び協 議事項の対応について
- 2 コロナ禍における第12回国際地籍シンポジウムの非対面方式の開催方法(韓国からの求意見)について
- 3 QZSSに係る登記測量への利活用に関する「み ちびき実証実験公簿 | への参画について

8 日

第3回正副会長会議

<協議事項>

1 令和2年度第3回常任理事会審議事項及び協 議事項の対応について

8日、9日

第3回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和2年度各種委員会等の委員等の選任について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正 (案)について
- 3 eラーニングコンテンツ制作に係る業務委託 契約の更新について
- 4 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 準天頂衛星システム (QZSS) の登記測量への 利活用検討 PT (仮称) の設置等について
- 2 ADR認定土地家屋調査士活用に関する検討 PT (仮称)の設置について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害 状況報告への対応について
- 4 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルについて
- 5 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成 について
- 6 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 7 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 8 年次研修について
- 9 令和2年度に作成する会員必携(仮)について
- 10 SNSの活用について
- 11 連合会のロゴマークの作成について
- 12 令和2年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 13 令和2年度第1回全国会長会議の運営等について

11日、14日

第2回研修員会議(電子会議)

<協議事項>

1 連合会からの伝達事項について

出知らせ 土地家屋調査士2021年オリジナルカレンダー

調査士会名 (ネーム入れ例)

25 26

10 11 12 13 14 15 16

17 18 19 20 21 22 23

個人事務所名

30

- ●送料=梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本~50本まで入ります。

27

28 29

・離島は別途。・消費税含む。

森幸安の絵地図

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で21回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」 裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り		
іш 111	1本 513円	1本 680円	1本 680円		
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上		
申 込 締 切	2020年8月31日(月)				
納品予定	2020年11月上旬				
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー				

お申込み 締 切 り ▼ 2020年 8月31日(月)

お申込みにあたって

- ●上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申 込みいただくことも可能です。
- A) シンボルマークのみ入り
- B)調査士会名入り
- C) 調査士会名+個人事務所名入り
- ただしB)、C) タイプについては、50本以上から 申し受けます。
- ●ネーム入れの文字色はスミ (黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の (ネーム入れ例) 参照ください。
- ●商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込 者のご負担となります。
- ●商品は2020年10月下旬~11月上旬頃お届けできる 予定です。その際に、商品代金および発送料を配 達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- ●送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金					
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄			
1,296円	1,512円	2,700円			

で注文は FAX:06-6467-8949

大每広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に	記入の上、FAXでお送りください。	FAX:06-6467-8949					
■ご注文本数							
A) シンボルマークのみ	B)調査士会名入り(50本以上)	C)調査士会名 + 個人事務所名 入り(50本以上)					
1本 513円 本	1本 680円 2	1本 680円 本					
	L ネーム入れ原	稿 **税込					
	→ 前年通り	新ネーム					
2020年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。 新しくネーム入れをご希望の方は マの場合は、総額から2,100円の割引となります。 下欄にご記入ください。							
肩書		(20字以内)					
事務所名	(15字以	(内) TEL() —					
住所 〒	住所 〒						
		調査士会名					
E-mail							
■以上のとおり申込みます。	2020年 月	B					
お名前(または事務所名)		TEL() —					
	F	TEL () — FAX () —					
カレンダーお届け先 お届け先がネーム信 〒	注所と同じ場合は○で囲んでください。(ネー	ム住所と同じ 受付欄					
	※いただいた個人情報	────────────────────────────────────					

《いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。 また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていた だきょす

「土地家屋調査士白書2020」 発刊のお知らせ

平成30年3月に刊行された『土地家屋調査士白書2018』から統計等のデータを 更新するとともに、統計資料を追加し土地家屋調査士に関する様々なデータを一 元的に集約した『土地家屋調査士白書2020』(A4判、両面・カラー印刷、特集+ 全7章(参考資料付))を刊行しました。土地家屋調査士制度の一層の理解を得る ために、是非、活用していただきたいと考えております。



「土地家屋調査士白書2020」の発刊にあたって

日本は、平成から令和という新しい時代を迎えました。

また、土地家屋調査士制度は、本年(2020年)に、昭和25年7月の土地家屋調査士法制定から70年を迎えます。 日本が直面している、人口減少、少子高齢化などの現実から発生していると思われる「所有者不明土地問題」、「空き家問題」、「相続未了問題」等は、新しい時代を迎えても我々土地家屋調査士の業務に深く密接した問題であると自覚するとともに、今後も起こり得る自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、土地家屋調査士は、「事前復興」、「早期の災害復興」のための活動を継続してまいります。

このような中、令和元年6月12日に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、1年6か月を超えない範囲で施行されることとなりました。

その大きな柱は、土地家屋調査士法第1条が目的規定から、使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(不動産登記法(平成16年法律第123号)第123条第1号に規定する筆界をいう。)を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と土地家屋調査士の使命が明文化されることとなりました。土地家屋調査士にとって正に新しい時代の象徴ともいえる、この改正法の施行が目の前に迫っております。

土地家屋調査士は、自らの業務に対する社会の期待が高まっていることを、改めて認識するとともに、この使命の遂行のために、どのような意識をもっていくべきかを常に考え、更なる研鑽と高い職業倫理をもって、次の10年、更にその先の未来を見据えた活動を行ってまいります。

さて、今般、土地家屋調査士白書2020年版の発刊に至りました。

今回の土地家屋調査士白書2020は、冒頭の特集として、これらの大きな節目の時期であることを受けて、土地家屋調査士法をはじめとした様々な関係法令の改正を通じて、今後、土地家屋調査士がどういう役割を担っていくのか等について、前法務省民事局長の小野瀬厚氏を迎え「法改正と土地家屋調査士の役割」をテーマに座談会を行った様子を掲載しております。

この白書を手に取られる方々におかれましては、社会の中での土地家屋調査士の役割や存在を知っていただき、 土地家屋調査士を身近に感じていただく一助となれば幸いです。

最後に、本白書の編集にあたり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係 団体、各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝い たします。

令和2年6月

日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和

※ 今般の一連の新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢を受け、令和2年4月に、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、総理大臣から、人と人との接触機会の大幅な削減、不要不急の外出自粛などが国民へ求められるとともに、必要な経済社会サービスは可能な限り維持しながら、『密閉』、『密集』、『密接』の3つの密を防ぐことなどで、感染拡大を防止していく対応であることが強調されました。

一連の新型コロナ禍の中で、様々な形でご苦労されている方々へ心からお見舞い申し上げますとともに、最前線で対処されている方々に深く敬意を表します。

国民の皆様がこの難局を乗り越え、平和な日常生活が一日でも早く取り戻せることを心より祈念します。

土地家屋調査士業務への依頼者の皆様には、ご不便をお掛けいたしておりますことをお詫び申し上げますとともに、 ご理解いただきますようお願いいたします。

土地家屋調査士の誕生から70年 実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料

土地家屋調査士白書 2020

日本土地家屋調査士会連合会 編

2020年7月刊 A4判 168頁 定価2,090円(本体1,900円) → 特価1,880円(税込)

- ●土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- ●制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。

特集 『法改正と土地家屋調査士の役割』

小野瀬厚(宇都宮地方·家庭裁判所所長、前法務省民事局長)

國吉正和(日本土地家屋調査士会連合会会長)

鈴木泰介 (日本土地家屋調査士会連合会副会長)

第1章 安心して暮らせる社会の実現を目指す

- 1 所有者不明土地問題、空き家問題と土地家屋調査士の関わり
- 2 大規模災害と土地家屋調査士
- 3 土地家屋調査士の啓発活動

第2章 境界紛争のない社会を目指す

- 1 土地境界紛争が起きない社会
 - ~「境界紛争ゼロ宣言!!」~
- 2 国際地籍シンポジウムの開催
- 3 地籍問題研究会
- 4 土地の筆界に関する「地域の慣習(地図等の歴史的資料類)」の研究
- 5 土地家屋調査士会が運営するADR境界問題相談センター
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり
- 7 土地家屋調査士の司法参加

第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 公共嘱託登記
- 6 登記所備付地図作成作業

など)以外の目的には利用いたしません。

ご住所

第4章 研究、研鑽し、発信する

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
- 2 国際的な法整備支援事業への協力
- 3 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地 家屋調査士

- 4 土地家屋調査士新人研修
- 5 土地家屋調査士会による研修会
- 6 eラーニングによる土地家屋調査士の研修の充実化
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD) 制度

第5章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口
- 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数、合格率等
- 4 都道府県別人口と各法律専門職等十業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士(法人含む)事務所の 補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について
- 7 土地家屋調査士政治連盟
- 8 土地家屋調査士の使命
 - ~土地家屋調査士法の一部を改正する法律~

第6章 土地家屋調査士自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士 制度及び不動産登記制度の変遷

参考資料 国土交通省発表「土地白書」から

FAX注义青 EM 03-3953-2061		販促コード	204503	
	書 名		特価(税込)	部数
土地家屋調査士白書2020		51008 2調白	1,880円	m.
フリガナ お名前				

| TEL: FAX:
※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査

E-mail:

国民年金基金

ゆとりある老後を過ごすために

愛知会 梅村 守

皆さんこんにちは。愛知会の梅村と申します。この度、日本土地家屋調査士会連合会の会報誌に国民年金基金についての文書を掲載する機会を与えていただきましたこと、大変恐縮しております。お受けしたものの、果たして何を書けばいいのか大変戸惑いながら書かせていただいております。

私は、平成10年に土地家屋調査士として登録、開業し現在に至っております。その時代は、消費税が3%から5%に上がり、山一証券や北海道拓殖銀行のような大企業が次々に破綻するなど、大変な不況の時代でありました。消費税が8%から10%に上がり、コロナ禍による大変な不況が予想される現在と似通っているなと思いつつ、当時私は試験に合格して、いよいよ開業できるということで世間の不況のことはあまり目に入らず、今思えば無謀とも思える船出であったと思い返しています。20数年がたちましたが、子供3人を育てつつ、何とかここまでやってくることができています。

そんな私が国民年金基金に加入したのは、記憶が 定かではありませんが、開業した平成10年だった と思います。個人事業主なので国民年金しかなく、 将来もらえる年金の額がとても少ないことに不安を 感じたこともありますが、支部の先輩方に聞いてみ ると大部分の方が国民年金基金に加入されておられ ました。私も加入した方がいいのかと思い、国民年 金基金について調べてみました。すると、様々なメ リットがあることが分かりました。「掛金は、一般 の個人年金が僅かな金額しか所得控除にならないの に対して、全額が所得控除の対象となり、節税効果



があること」、「少ない掛金、自由なプランで始められ、加入後にも収入に応じて月々の掛金を増減できること」、「国民年金基金が終身年金であること」、「万が一のときにも家族に遺族一時金が支給されるので、掛け捨てにならないこと」などです。大きなデメリットは思い当たらないと思い、加入することに決めたと記憶しています。

私は、現在57歳ですが、60歳までの払込期間の終了までの先が見えるようになってきて、若いときから国民年金基金に加入していて本当に良かったと感じるとともに、若い時から掛金をもっと増やしておけば良かったと後悔する気持ちもあります。土地家屋調査士の仕事は定年がなく、体力が続く限りできる仕事だと思うのですが、老後にゆとりを持って過ごしていくためには、この国民年金基金は必須のものであると確信しています。まだ加入されていない若い会員の皆さんも是非とも国民年金基金のことを調べてみられたらよいかと思います。



せっかく掛金を払うなら、全額控除でおりて確定申告を!

10月分掛金

確定申告で所得控除に使える国民年金基金の掛金は、

12月までにお支払い済みの金額です。

掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、

10月に加入すると、掛金のお支払いは12月になります。



その場合、今年の確定申告で所得控除の対象となるのは 10月の1ヶ月分のみになりますが、**来年の3月分までを** 一括でお支払いいただき、10~3月までの**6ヶ月分**を 今年の所得控除にご利用いただくことも可能です。

今年の締め切りは"10月15日"です! 9/1~10/15ご加入の方にクオカード2,000円プレゼント

公嘱協会情報

Vol. 144

第35回定時総会が無事終了

令和2年6月3日(木)に「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の第35回定時総会を開催する予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、全国各地から東京に招集することをあきらめ、web会議を用いて総会を開催することとしました。

準備のため、総会の開催日も6月26日(金)に変更され、全員参加型ではなく、委任された全国8ブロックの代表協会理事長と、議長となった1協会の代わりとして出席した協会理事長の計9名と全公連の役員13名が参加し、初のweb総会の開催となりましたが、通常の総会と同様、開催に先立ち全国の物故社員に対する黙とう、花本政秋副会長による開会の辞、榊原典夫会長からの挨拶と次第に基づき進行されました。



縮小されたweb総会であったことから、来賓の皆様へのご案内は見送らせていただきましたが、例年ご祝辞をいただいております日本土地家屋調査士会連合会、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会、全国土地家屋調査士政治連盟の三団体の会長の皆様には、総会開催に向けてメッセージをお願いしたところ快諾いただき、事前に提供されたことから、web総会では司会等から代読させていただきました。

引き続き、司会者の指名により、議長に神奈川協会越智眞琴理事長が選出され、議事の審議に入り、会務報告として平成31・令和元年度事業経過報告の後、第1号議案の平成31・令和元年度一般会計収

入支出決算報告承認の件、第2号議案の令和2年度 事業計画(案)審議の件、第3号議案の令和2年度一 般会計収入支出予算(案)審議の件と審議され、慎重 審議の下、可決承認されました。





新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、急きょ、web総会となりごく限られた人数の出席となったことから、会務運営に最低限必要な事業経過報告と議案として一般会計収入支出決算報告、事業計画、一般会計収入支出予算のご提案となりました。当初、全公連会則及び諸規則の改正案等も予定しておりましたが、提案を見送り、新型コロナウイルス感染症の状況を加味しながら、臨時総会の開催も予定しております。

初めてのweb開催で戸惑いもありご無理をお願いするなどご迷惑をお掛けしましたが、無事終了することができました。運営にご協力いただきました出席された理事長の皆様を始め、全国各協会の理事長に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

パンフレット作成の紹介

今年度全公連では、公嘱協会からの提案として、 官公署に向け、「狭あい道路拡張整備事業」を紹介す るパンフレットを作成し、全国の協会へ配布しました。

「狭あい道路拡張整備事業」について簡単にご紹介しますと、建物を建築する際には、建築基準法第42条第2項の規定により、市町村が所有・管理し市町村が認めた道路で4メートル未満の道路は4メートルを確保することになっています。

しかし、後退した道路に関しては、登記する義務がなく、個人所有の土地として残ることから後日、植木鉢や自転車、バイク等障害物を放置されるケースが見受けられ、緊急車両等の通行の妨げや災害の際の避難の妨げにもなりかねません。

そこで、狭あい道路拡張整備のため調査・測量・ 分筆登記し、市町村の名義にすることで狭あい道路 の問題解消に向け、ご提案すべくパンフレットを作 成いたしました。 作成したパンフレットは、可変部分を設け、協会名・住所・電話番号等をそれぞれ入力いただき、各協会において活用も可能になっております。

(理事 吉村秀一)

会議経過及び会議予定

6月22日 第2回正副会長会議(web 開催) 6月26日 第35回定時総会(web開催) 7月17日 第3回理事会(web 開催) 10月5日 第2回監査会(全公連事務局) 第4回理事会(全公連事務局) 10月6日 10月26日 土地家屋調査士制度制定70周年記 念シンポジウム(東京国際フォーラム) 第2回研修会(ホテルメトロポリタン 10月27日 エドモント)





壇

俳

第423回

ょ



ひと葉落つところ在

所のあるところ

寸

元

ひと葉落つ

地の物を送り送られお中一隣より出ては隣へ盆の僧 境内の鳩に餌を撒き終戦日

当季雑詠

深谷健吾

島 田 操

茨

城

明易や夢でつくりし句を忘ると呼が出会ひて長き立話 団⁵目 扇は礼 、など要らぬ座敷や田の面風.で済ますあいさつ夏マスク

茨 城 中 原 ひ そ む

埒音巫み海 折 り返すバスの終点雲の峰 もなき事に気を病み梅雨 女ひとり守る社務所や青葉木菟よりの風に風鈴鳴り止まず に入る

知 清 水 正 明

海

湘 南 いかづちや傘書の連判状産土に若木の匂ひ梅雨晴間 植田光カイニョの森を浮立させ の波立ち上がる虎ケ雨

ち

ょ

山 形 柏 屋 敏 明

蝙ゥ白 朝 島 塩や星なき空を回遊すに波がジルバを踊る青嵐 H 々の影を映して梅雨明くる 浴び青葉かがやく峠道

今月の作品から

深谷健吾

深谷健吾

扇など要らぬ座敷や田 一の面風 島 田 操

た渋団扇、水に濡らして用いる水団扇など ものがふつう。絵をかいた絵団扇、渋を塗っ 思いがする。竹の骨に紙を張り、楕円形の ぬ程である。自然豊かな田園暮らしを活写 くる青田風のことか。自然な青田波となっ ている方か。暑い夏に団扇風に癒されます。 住まわれ、豊かな自然に親しんで生活され のといえる。作者は、都会を離れて田園に 行きの上品さに比べて、団扇は庶民的なも 多種がある。扇が携帯・外出用というよそ てわたって来る風に癒され、団扇風は要ら る風のこと。即ち、青田波となって渡って した素晴らしい一句である。 |田の面風|とは、 枚の団扇のあおぐ風で身も心も救われる 扇」とは、夏の季語。 田のおもてより吹いてく 暑いときなど、

よりの風に風鈴鳴り止まず 中 · 原 ひ そ む

働きによるものであろう。 くからよく響く。音色一つで夏の涼感を味 違うが、一般的に金属製が最も高音で、 いる。軒先・窓辺に吊られて美しい、 下げて風の動きで音が出る仕組みになって る。内部に舌があり、 小さなもので、 くなる予報。コロナとか、 わうことは、日本人の季節感に対する心の い音色で楽しませてくれる。材質で音色が 「風鈴」とは、夏の季語。 釣鐘形・壺形 金属・ガラス・陶製があ その舌に短冊などを 熱中症とか厳し 今年の夏は、暑 涼し 遠 0

> は、 スローライフを楽しみましょう。 でも詠んで、心豊かな日々が送れますよう、 イホームを強いられそうです。せめて俳句 癒されることでしょう。殊に今夏は、ステ い夏となりそうです。酷暑の中でも朝・夕 海からの風により、鳴る風鈴の音色に

湘南の波立ち上がる虎ケ雨

清

水

正

明

愛人虎御前が曽我兄弟の仇討で十郎の死を御前の悲涙であろうとの意。「曽我十郎の降るといわれる。それは、十郎の愛人、虎 知り号涙したのは大磯」との添書あり。 二十八日、曽我兄弟の討たれた日には 雨」との暗の対照の妙が見事な一句である。 話があったとは。提句は「湘南」の明と「虎ケ スポットである。大磯にそんな歴史的な悲 南といえば、都会的で殊に若者には人気の 解な季語「虎ケ雨」を用いての苦心作か。 「虎ケ雨」とは、夏の季語。 陰 雨が <u>Ŧ</u>i. 湘難

屋 敏 明

白波がジルバを踊る青嵐

色の対比が見事な一句でもある。 が妙である。尚、「白波」の白と「青嵐」青のジルバを踊っているさまに見立てたところ 徴。提句は、青嵐が来て海の白波が立って、 社交ダンスの一つでテンポが速いのが特 ころから卯波と名付けられた。ジルバとは すい。波の白さを卯の花の白さに譬えたと暦四月) ごろは天候が不安定で波が立ちや て吹き渡る、やや強い風をいう。 で青々と繋茂した木々や草原を揺り動 「青嵐」とは、夏の季語。青葉のころの 卯月(旧 かし





~71年目の誓い~

『土地家屋調査士の日』、7月31日は土地家屋調査 士の誕生日であり、そして70周年を迎えた次の日 である令和2年8月1日は、改正土地家屋調査士法 の施行日です。

我々は、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」この使命規定の下、役割を果たし続けることになります。

しかし、法律が改正されても変わらないものがあります。それは『職責』です。特に大切なことは『常

に品位を保持し』という部分です。(『品位』とは何か?詳しくは『広辞苑』をご参照ください。)

我々は土地家屋調査士であり、誰もが組織の一員です。組織としても品位を保持しなければなりません。70年経った今、新しい時代に多様性と変革が求められており、資格者団体組織として人品を自らが貶める行為は許されません。周りへの気配りと適正な行動とともに、常に品位を保持し活動し続けます。そして今最も重要なことは、【自らの言葉で発信することを恐れないこと!】であると考えます。日本土地家屋調査士会連合会広報部は、この会報を通じて永遠に発信を続けてまいります。

最後になりますが、会報を楽しみに読んでいただいている皆様に感謝を申し上げ、広報部一同、期待に応えられるよう日々精進をいたします。

広報部長 山田一博(京都会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円 1年分 1,200円

(送料別) (土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収) 発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話:03-3292-0050 FAX:03-3292-0059

URL: https://www.chosashi.or.jp E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社